

平成 18 年度改訂版

# 盛岡市男女共同参画計画

～新たなはんプラン～

盛 岡 市

## はじめに

盛岡市は、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を計画期間とする「新盛岡市女性行動計画」を策定し、女性を取り巻く諸問題解決のための施策を総合的・計画的に進めて参りました。その間には、平成 11 年 6 月の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行等の法制度の整備を背景に、女性の地位向上に対する意識も高まり、男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に対等に参加できるための取組みが推進されて参りました。

しかし、少子化や高齢化の進行、成熟化する経済情勢のなかで、育児や介護、就労をめぐる問題が、今後ますます複雑化・深刻化することが予想されます。

その解決のためには、男女が、互いにその人権を尊重し、社会の中で対等な構成員として、主体的に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要になっています。

そこで、盛岡市は、「新盛岡市女性行動計画」の成果を踏まえ、見直し・修正を行うとともに、女子差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法の理念に則り、本市の状況を踏まえて、平成 17 年度からの 10 年間を計画期間とする「盛岡市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画は、市政運営の基本理念である「盛岡市基本構想」に基づく、本市の男女共同参画施策を推進する指針であるとともに、女性と男性、市民と行政が協働して男女共同参画社会を実現する指針となるものです。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、男女共同参画施策を一層推進するために、今回一部見直しを行ったものです。

この計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました「盛岡市女性懇談会」をはじめ、女性団体や市民の皆様の御協力に対し、厚くお礼申し上げますとともに、この計画の推進にあたり一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 19 年 4 月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

- 1 男女共同参画をめぐる国内外の取組・・・・・・・・・・・・・1
- 2 社会経済情勢の変化・・・・・・・・・・・・・5

## 第2章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・9

- 1 計画の目的
- 2 基本理念
- 3 目標と行動目標
- 4 計画の期間
- 5 計画の位置付け
- 6 計画の名称

## 第3章 計画の体系・・・・・・・・・・・・・11

## 第4章 計画の内容

### 行動目標 1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり【平等】

- (1) 制度や慣行の見直しと男女平等の意識づくり・・・・・・・・・・・・・13
- (2) 教育と学習の充実・・・・・・・・・・・・・17
- (3) 性と生命の尊重・・・・・・・・・・・・・19
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・20

### 行動目標 2 みんなでつくる、調和のある家庭生活と社会生活【自立】

- (5) とともに支え合い、責任を分かち合う家庭づくり・・・・・・・・・・・・・22
- (6) 子育てにやさしい環境づくり・・・・・・・・・・・・・24
- (7) 働きやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・27

### 行動目標 3 みんなで支える、安心して暮らせる環境づくり【安心】

- (8) 生涯にわたる心と身体健康づくり・・・・・・・・・・・・・30
- (9) 高齢者や障害がある人などが自立して、生き生きとした生活を送る  
ための支援・・・・・・・・・・・・・32
- (10) ひとり親家庭などが自立して生活するための支援・・・・・・・・・・・・・35

#### 行動目標 4 みんなですすめる、男女共同参画のまちづくり

- (11) 政策や方針決定過程への男女共同参画・・・・・・・・・・・・・36
- (12) 市民との協働による男女共同参画のまちづくり・・・・・・・・・・・・・39
- (13) 女性センターの機能の充実・・・・・・・・・・・・・41
- (14) 国際理解・国際交流への参画の促進・・・・・・・・・・・・・43

#### 付属資料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画社会基本法

岩手県男女共同参画推進条例

盛岡市男女共同参画計画策定の経過

盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿

盛岡市女性懇談会小委員会要領及び委員名簿

盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領

男女共同参画行政の主なあゆみ

## 第1章 計画策定の背景

### 1 男女共同参画をめぐる国内外の取組

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、メキシコシティでの国際婦人年世界会議で「世界行動計画」を採択し、それに続く10年を「国連婦人の十年」と定めて世界各国に女性に対する差別撤廃を呼びかけました。

昭和54年(1979年)国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するために「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、昭和55年(1980年)にコペンハーゲンで開かれた「国連婦人の十年中間年世界会議」で日本を含む57カ国が署名をしました。

その後、昭和60年(1985年)のナイロビでの「国連婦人の十年最終年世界会議」において10年間の評価を行い、成果をさらに継続させるための「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」をまとめ、各国が進めるべき具体的な計画や戦略を採択しました。

平成7年(1995年)到北京で開かれた世界女性会議では「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い、「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。北京行動綱領は女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、女性の性と生殖に関する健康の促進、政策決定過程における男女の平等な参画、女性の地位向上のための途上国への支援などが盛り込まれています。

平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況の検討・評価と完全実施に向けた今後の戦略が協議されました。

また、平成17年(2005年)に開催された国連婦人の地位委員会(北京会議+10)では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しと更なる実施に向けての課題について協議されました。

#### (2) 国や県の動き

我が国では、「世界行動計画」を受けて、昭和50年(1975年)に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年(1977年)に女性の地位向上に関する初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

さらに、昭和55年(1980年)「女子差別撤廃条約」の署名後、批准に向けて国内法制等諸条件の整備が重点課題として取り組まれました。

まず、昭和 59 年（1984 年）には「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、昭和 60 年（1985 年）には、「男女雇用機会均等法」が制定されるとともに、「労働基準法」が改正されて、「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、平成元年（1989 年）に学習指導要領が改正され、平成 6 年（1994 年）からは、高等学校家庭科の男女共修が実施されました。

「ナイロビ将来戦略」を受けて、昭和 62 年（1987 年）には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。平成 3 年（1991 年）には「新国内行動計画」の改定が行われ、21 世紀の社会は、あらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的な認識のもとに、総合目標が「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。また、この年には「育児休業等に関する法律」が公布、翌年施行されました。

平成 6 年（1994 年）には、国内本部機構の充実を図るために、婦人問題企画推進本部を改組して男女共同参画推進本部が設置され、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されました。

平成 8 年（1996 年）、「北京行動綱領」と男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年（1999 年）には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、その中では男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、平成 12 年（2000 年）には、施策を総合的、計画的に推進するために、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 9 年（1997 年）に改正された男女雇用機会均等法は、平成 11 年に全面施行され、性的な言動に起因する問題（セクシャル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められることになりました。

平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が公布・施行され、配偶者からの暴力を社会的な問題として捉え、被害者保護が図られることになりました。さらに、平成 16 年（2004 年）に改正・施行され、保護制度の拡充が図られました。

平成 17 年（2005 年）には、次世代育成支援対策推進法が全面施行され、職業生活と家庭生活の両立の推進が図られることとなりました。また、この年には男女共同参画基本計画が改定され、従来 11 の重点目標としていたものに防災など取り組みを必要とする新たな分野を加えて 12 の重点分野を掲げるとともに、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項を盛り込みました。

平成 18 年（2006 年）には、男女雇用機会均等法が改正され、性差別禁止範囲の拡大、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシャルハ

ラスメントに関する雇用主の義務が強化されました。（施行は平成 19 年 4 月 1 日）

岩手県では、昭和 54 年（1979 年）青少年婦人課が設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）されて女性施策推進の体制が整備され、昭和 63 年（1988 年）には、「新岩手の婦人対策の方向」が策定されました。

平成 4 年（1992 年）には、男女共同参画社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」が策定され、施策の推進が図られました。

平成 12 年（2000 年）には、男女共同参画社会基本法の理念に則り、岩手の女性の現状を踏まえて、「いわて男女共同参画プラン」が策定されました。

さらに、平成 14 年（2002 年）には、「岩手県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 17 年（2005 年）には、法制度との整合性を図り、より効果的な施策の推進を図るために、「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」が策定されました。また、同年には配偶者からの暴力の根絶に向けて、被害者の保護と自立の支援に取り組むために「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」も策定されました。

### （3）盛岡市の動き

盛岡市は、昭和 59 年（1984 年）に、福祉事務所に「青少年婦人室」及び「盛岡市婦人懇談会」を設置し、「婦人問題についての市民意識調査」の実施を行うなど女性の地位向上のための取組みを開始しました。

昭和 60 年（1985 年）には婦人懇談会が市長に「婦人問題に関する当面の課題について」の提言を行いました。この提言や婦人団体からの意見聴取等をもとに、昭和 61 年（1986 年）に「盛岡市婦人行動計画」を策定しました。

その後も婦人懇談会は、平成 2 年（1990 年）及び平成 4 年（1992 年）の 2 回にわたり提言を行いました。その内容は、審議会等のなかで女性委員の占める比率を 20%以上にとり目標値の提示や「女性センター」の建設の要望などでした。さらに、行政用語の「婦人」という呼称を、生まれたときから高齢期までの全生涯を対象とした「女性」に改めるよう提言しました。

その提言を受けて、平成 5 年（1993 年）、「青少年婦人室」を「青少年女性室」に名称変更（平成 10 年に青少年女性課、平成 17 年に男女参画国際課へ改称）するとともに、その他の行政用語も可能な限り「女性」に変更しました。

その後、平成 7 年（1995 年）に「新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～」を策定し、平成 12 年（2000 年）には見直しを行って、女性施策の体系

的な推進を図ってきました。

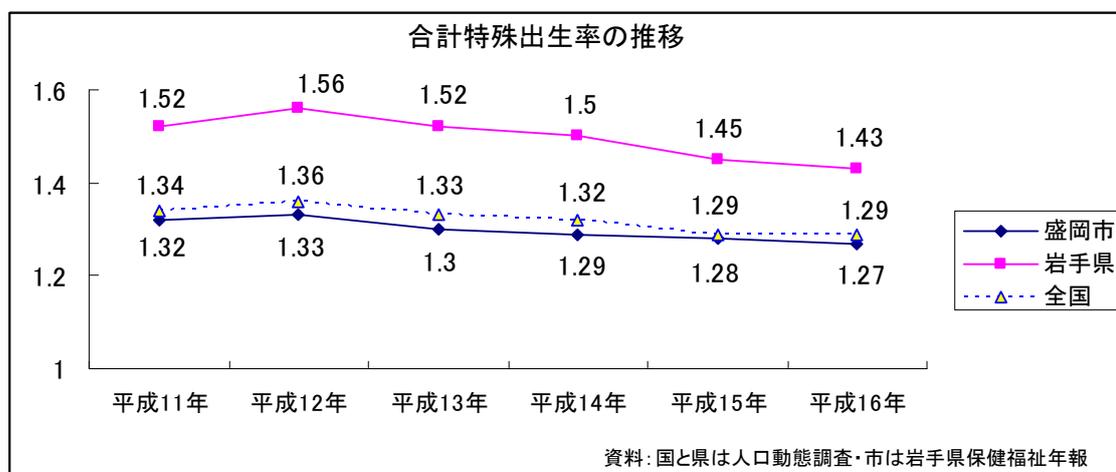
さらに、平成 17 年（2005 年）には、その後の社会経済情勢の変化や法律の成立や改正に伴い、見直しが必要となった課題や新たに生じた課題に対応するために、市民意識調査や女性団体等からの意見聴取を行うとともに、女性懇談会の提言を受けて、「男女がともに参画する社会を目指して」を目標に「盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン」を策定しました。また、この年には、子育て環境の整備を推進するために「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました。

その後、平成 18 年（2006 年）1 月に旧玉山村と合併したことや法律等の改正により、「盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン」の見直しを行いました。

## 2 社会経済情勢の変化

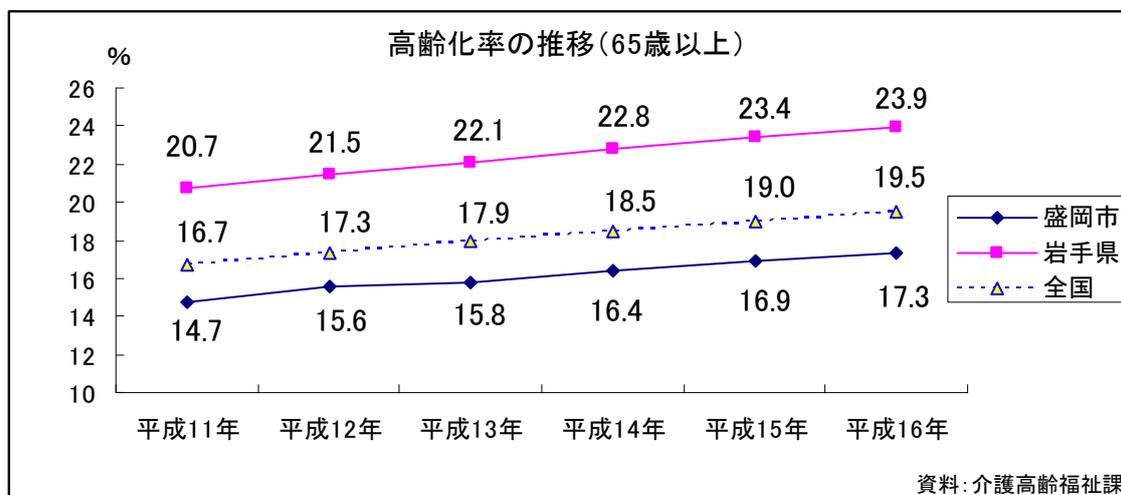
### (1) 少子化の進行

平成16年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数）は、全国が1.29、岩手県が1.43であり、盛岡市は1.27と国や県を下回り、出生数も平成12年が2,802人、平成16年には2,626人と減少しています。少子化の進行は、高齢化に一層の拍車をかけるとともに子ども自身の成長にも影響を及ぼすことから、子どもを生き育てたい人が安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。



### (2) 高齢化の進行

盛岡市の高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、全国、岩手県と比較して低くなってはいますが、年々上昇しています。高齢化の進行により社会保障制度の維持等の課題解決が求められていますが、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的にとらえ、能力を社会で活用し、充実した高齢期を送るための支援が必要です。



### (3) 家族形態の変化

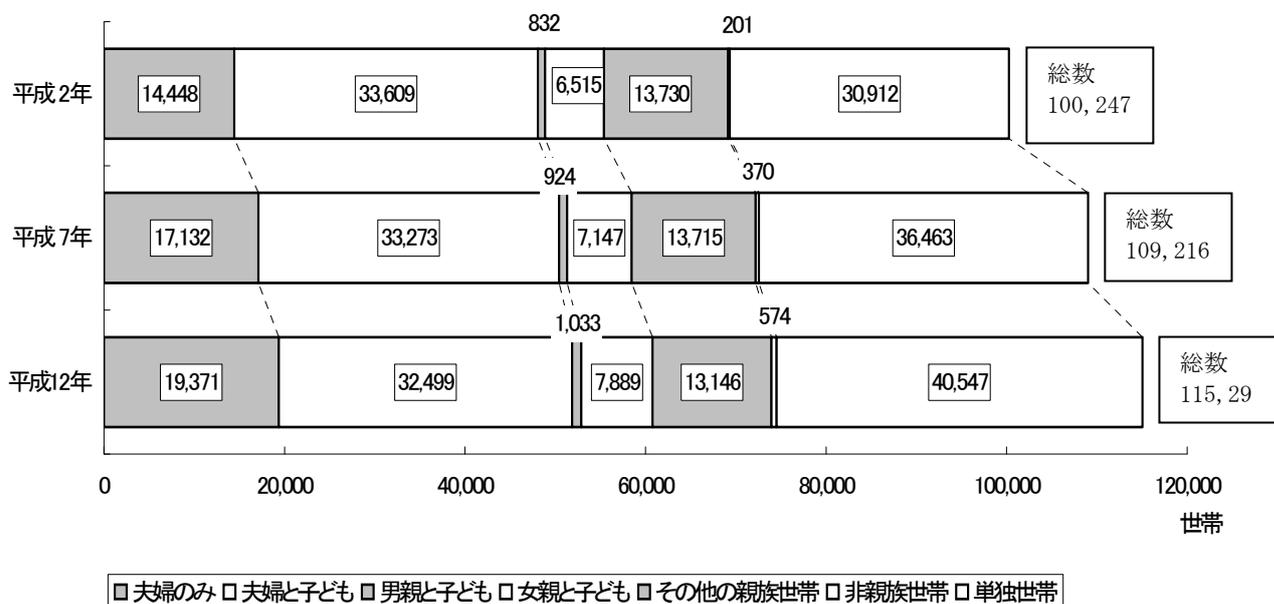
盛岡市の世帯人員別世帯数の割合を平成7年と平成12年の比較で見ると、1人世帯と2人世帯が増加し4人以上の世帯数が減少しています。また、増加率を見ると、1人世帯の増加が顕著です。さらに高齢者の1人世帯や夫婦世帯等高齢者のみの世帯が増加しています。

盛岡市の世帯人員別世帯数

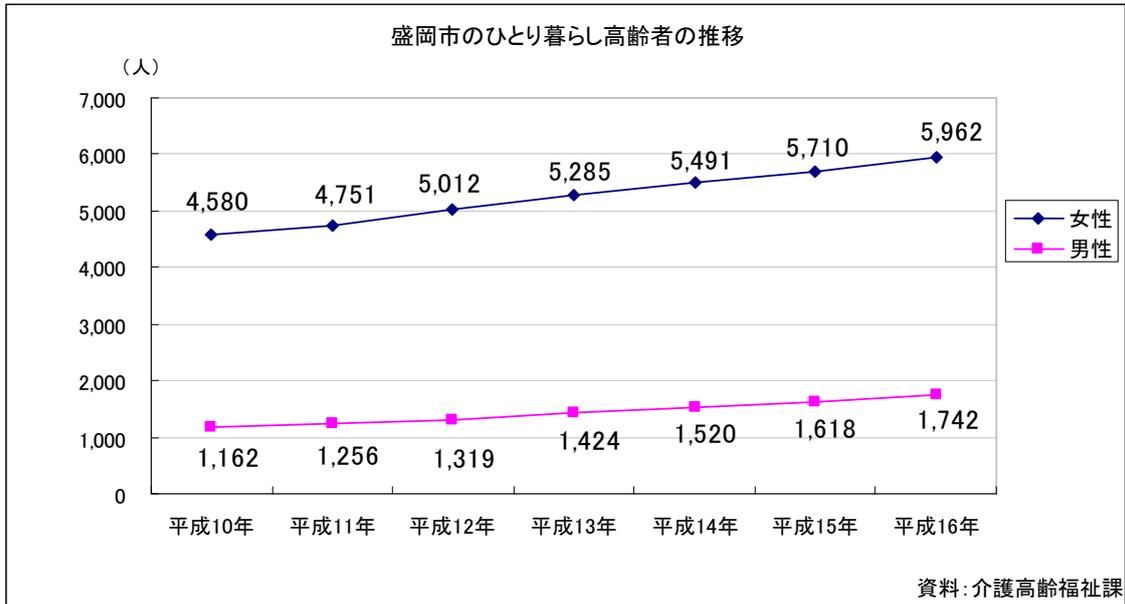
区分	世帯総数	世帯人員別構成比							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人～
平成2年	100,247	30.8%	19.9%	17.9%	18.3%	7.7%	3.4%	1.4%	0.6%
7	109,024	33.4%	21.7%	17.7%	16.0%	6.6%	2.9%	1.2%	0.5%
12	115,059	35.2%	23.3%	17.5%	14.4%	5.8%	2.4%	1.0%	0.4%

資料：総務省「国勢調査」

家族類型別一般世帯数の推移



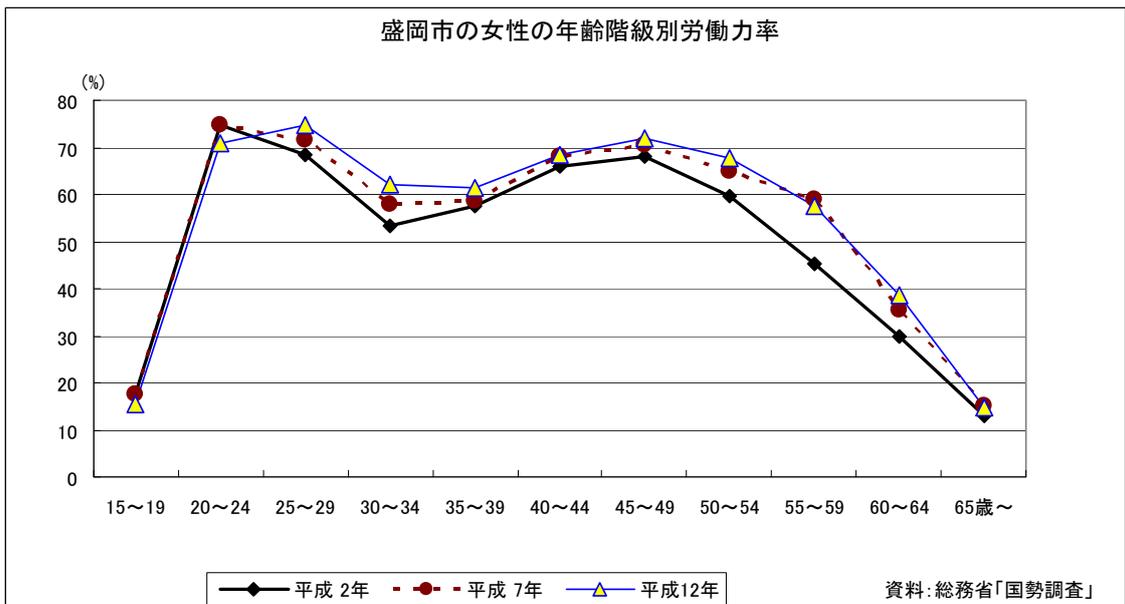
資料：総務省「国勢調査」

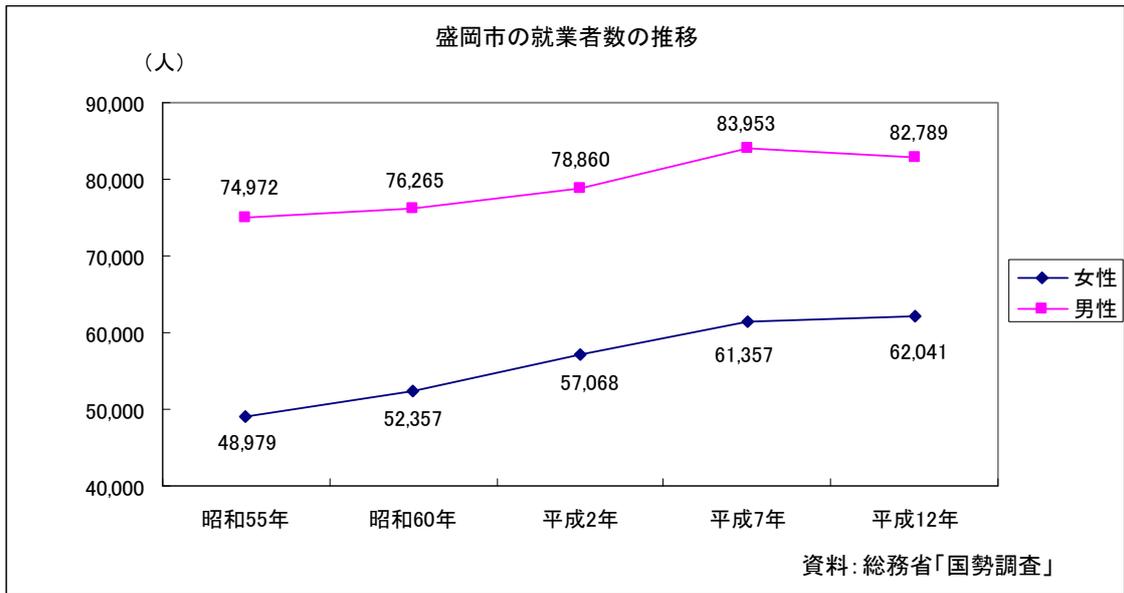


#### (4) 就労環境の変化

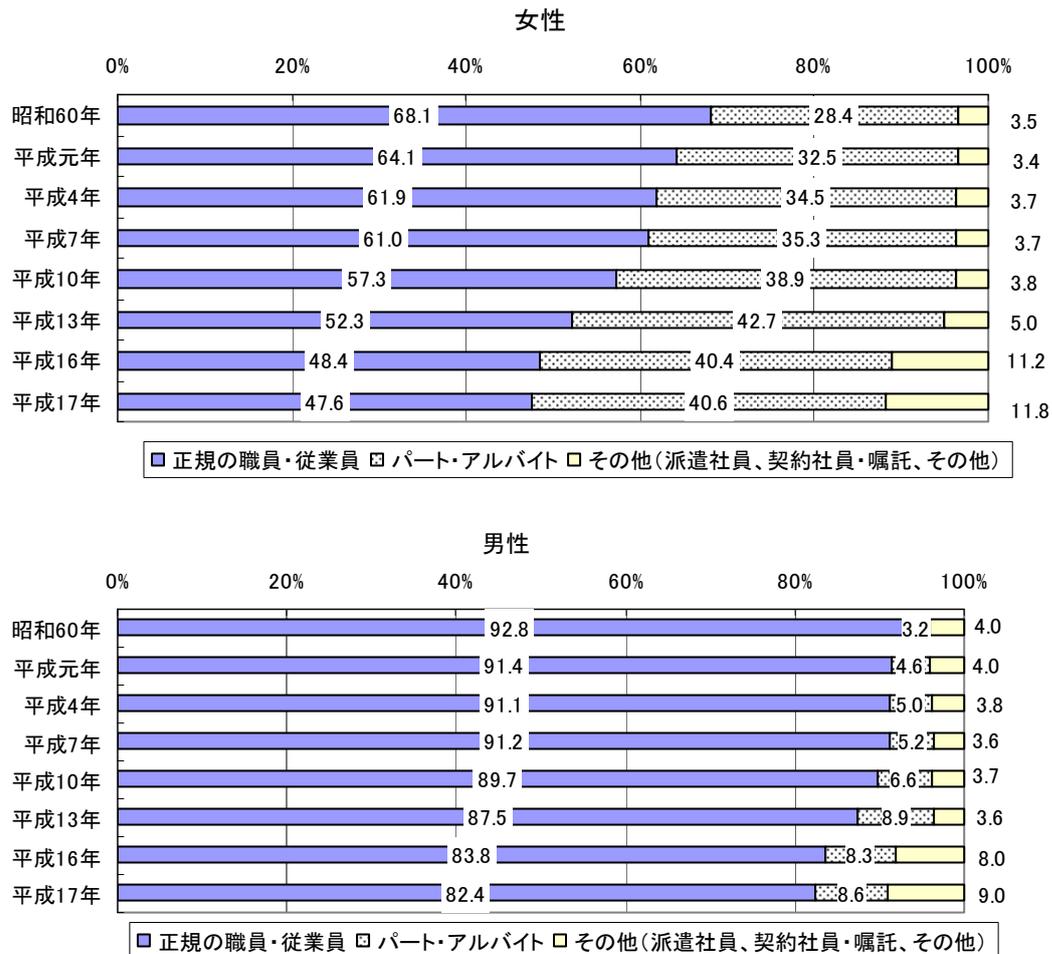
15歳以上の女性の年齢階級別労働力率は、年々M字の落ち込みが少なくなって台形に近づいています。また、子どもの就学とともに再就職する人も増えて、SOHO※など新たな就労や起業の機会等により就業者数は増加しています。しかし一方で、パートタイムやアルバイト等の非正規就業者が増加し、不安定な雇用環境におかれていることがわかります。

※Small Office Home office 情報通信機器を利用して自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態





雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



資料：内閣府「平成18年版男女共同参画白書」

## 第2章 基本的な考え方

### 1 計画の目的

少子・高齢化の進行や経済活動の成熟化、急速な社会経済情勢の変化に対応し、「安らぎとゆとりのある家庭、活力と潤いのある地域社会」を実現するためには男女平等を前提とした男女共同参画社会の実現が緊要な課題です。

男女共同参画社会実現のためには、女性も男性も固定的役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を多くの選択肢の中から主体的に選び、その個性と能力を十分に発揮できることが必要です。

そのために、盛岡市は平成7年3月に「新盛岡市女性行動計画」を策定し、女性問題の解決に向けて様々な施策を推進してきました。

その成果を継承し、見直し・修正を行い、女子差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法の理念に基づいて、本市の現状を踏まえながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進し、その実効性を確保するために本計画を策定します。

### 2 基本理念

「男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を基本理念とします。

### 3 目標と行動目標

「男女がともに参画する社会の実現」を目標とし、4つの柱を行動目標として計画を進めます。

- (1) みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり
- (2) みんなでつくる、調和のある家庭生活と社会生活
- (3) みんなで支える、安心して暮らせる環境づくり
- (4) みんなですすめる、男女共同参画のまちづくり

### 4 計画の期間

計画の推進期間を平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の位置付け

- (1) この計画は、「盛岡市基本構想」に基づき、盛岡市が行う男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的に推進する指針となるものです。
- (2) 男女共同参画社会は、行政の取り組みだけで実現できるものではありません。この計画は、国や県の施策や企業に期待するもの、また女性と男性、市民と行政が協働して男女共同参画社会を実現していく指針となるものです。
- (3) この計画は平成7年3月に策定した「新盛岡市女性行動計画」を基本としています。平成15年に実施した市民意識調査を踏まえ、「盛岡市女性懇談会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。
- (4) 計画の実効性を確保するために必要に応じて目標値を設定し、進捗状況について調査し、女性懇談会に報告し、検証します。

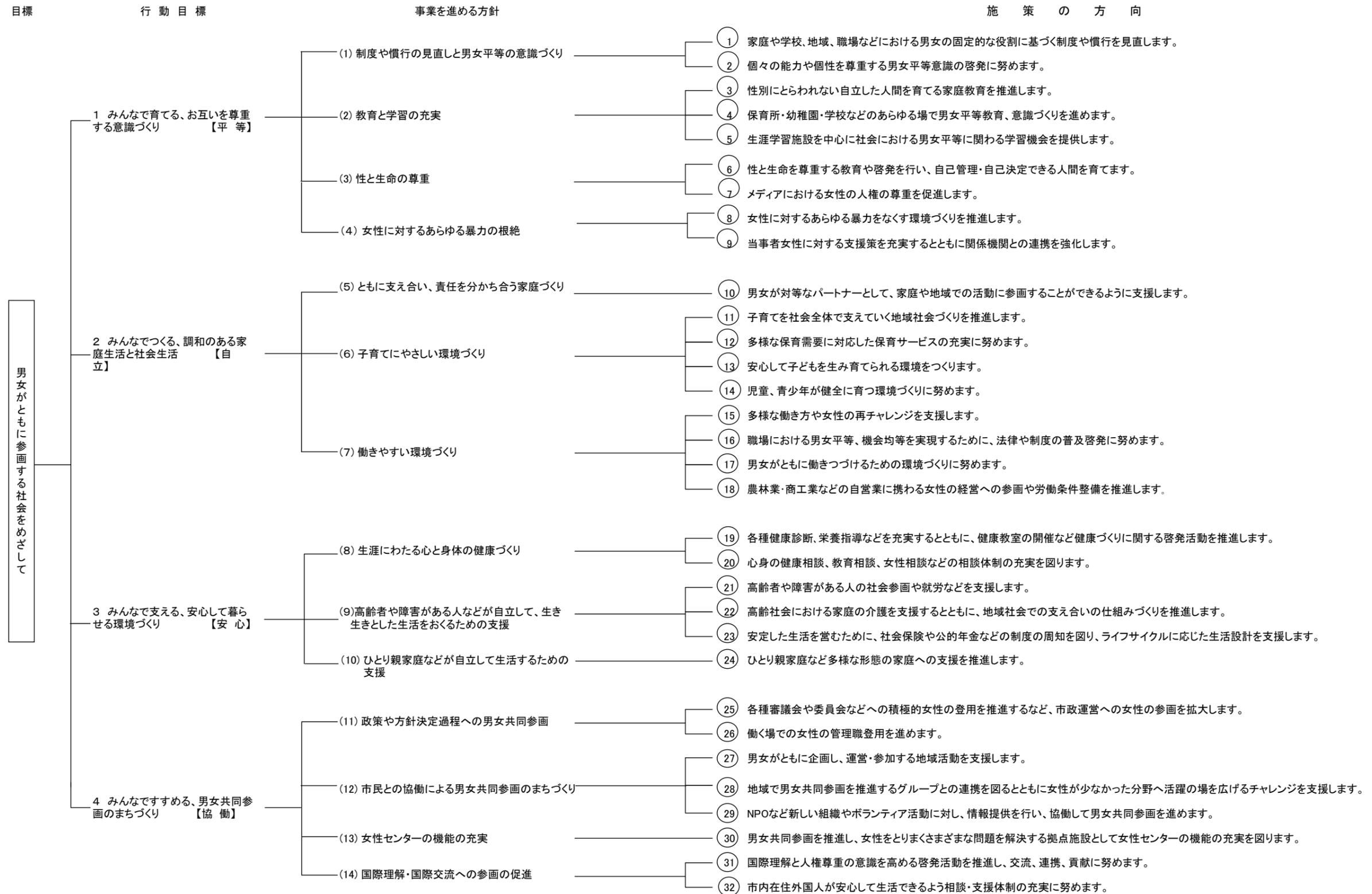
## 6 計画の名称

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく男性のあり方にも深く関わることから名称を「新盛岡市女性行動計画」から「盛岡市男女共同参画計画」と改め、女性と男性双方に関する施策を対象とします。

また、愛称については、平成7年に「新盛岡市女性行動計画」策定の際に公募し、『なはんプラン 21』としましたが、親しみがああり、また本計画もその基本理念を継承したことから、『新なはんプラン』とします。

第3章 計画の体系

課題別体系一覧



## 第4章 計画の内容

### (1) 制度や慣行の見直しと男女平等の意識づくり

#### <現状と課題>

平成15年9月に盛岡市が行った市民意識調査では、男女平等について、全体の52.3%が「平等になっていない」と答えており、「平等になっている」と答えた人はわずかに8.6%でした。

これを平成2年、平成6年、平成9年の同調査と比較すると、「平等になっていない」は減っていますが、平成15年の結果を年代別に見ると若い年代ほど「平等になっていない」の比率が高くなっています。

また、職業別にみると、「平等になっていない」の比率が高いのは、事務・技術系や販売・生産・労務職です。

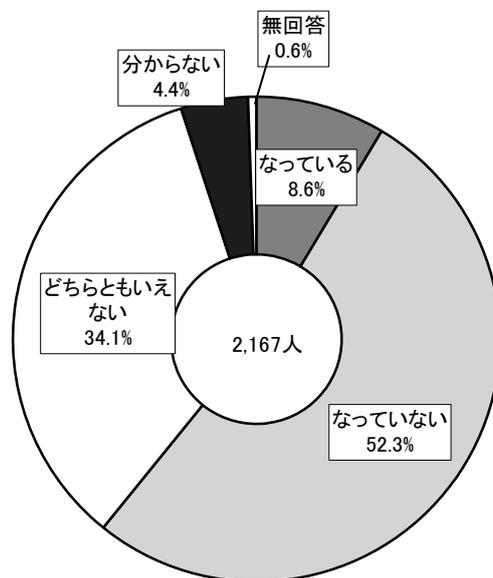
さらに、平等になっていない分野については、「社会一般」が44.7%と最も高く、続いて「職場」の28.1%となっており、この2つを合わせると72.8%を占めます。また、「法律や制度」の比率が年々増えています。

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法等の各種法制度は整備されてきましたが、市民意識調査結果からまだまだ不平等感を持っている割合が高いことがわかります。その原因は、古いしきたりや慣習などの障壁により、女性も男性も個性と能力を発揮する機会が妨げられていることにあります。男女平等は、女性だけの問題でなく、男性の問題でもあります。あらゆる分野で男女平等を実現するためには、男女平等の視点で制度や慣行を見直すことが必要です。

#### <施策の方向>

- ① 家庭や学校、地域、職場などにおける男女の固定的な役割に基づく制度や慣行を見直します。
- ② 個々の能力や個性を尊重する男女平等意識の啓発に努めます。

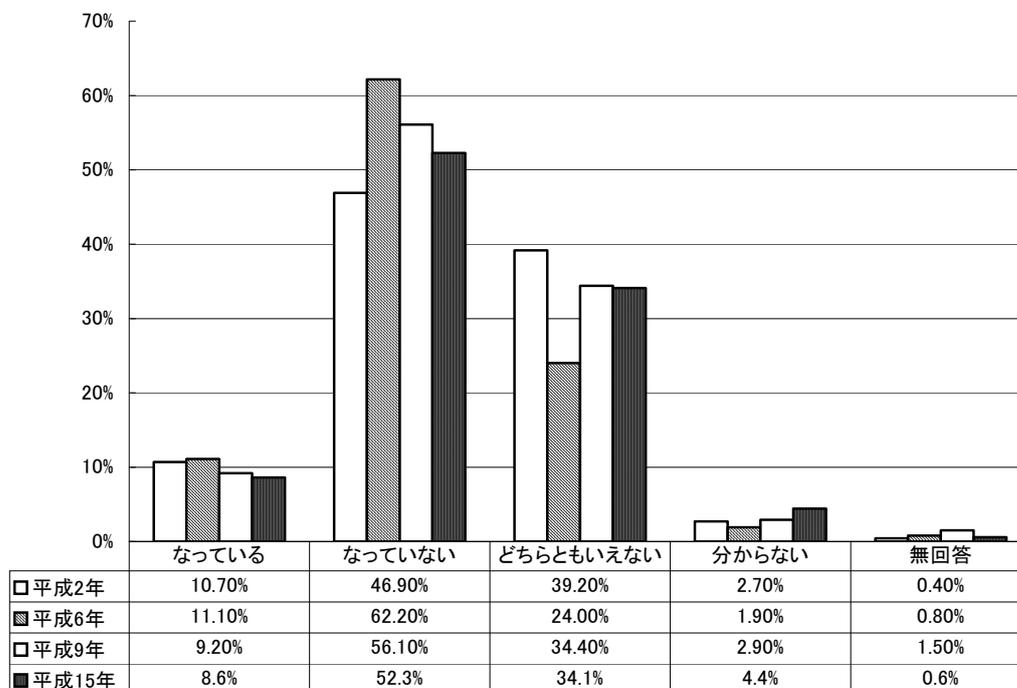
問 「男性と女性は平等になっていると思いますか」  
〔全体〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

※市民意識調査の比率は百分率で表示し小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない。

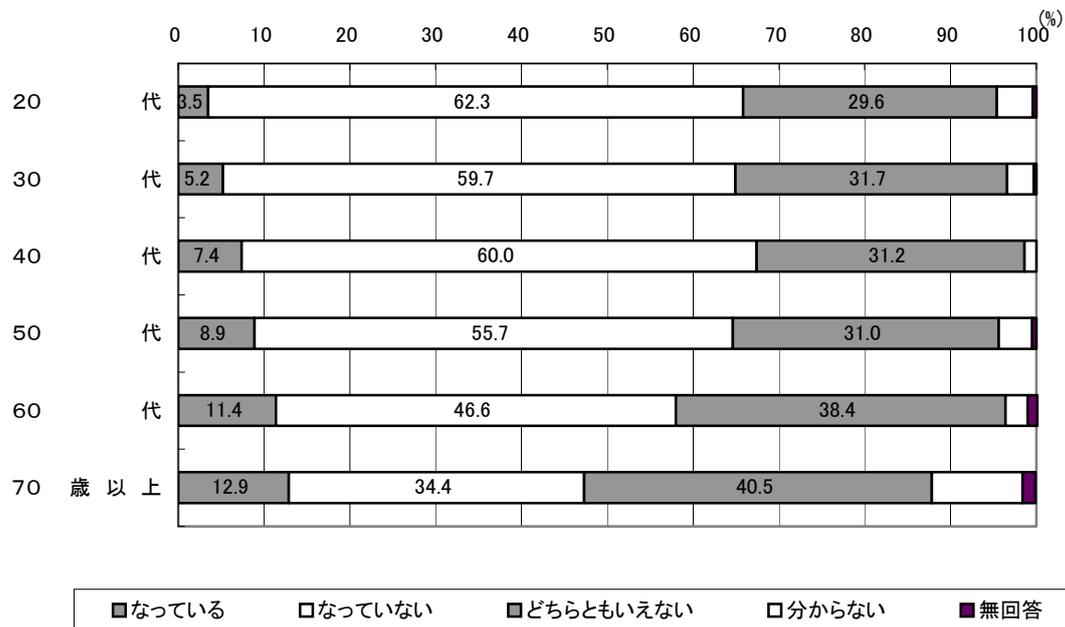
〔時系列〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

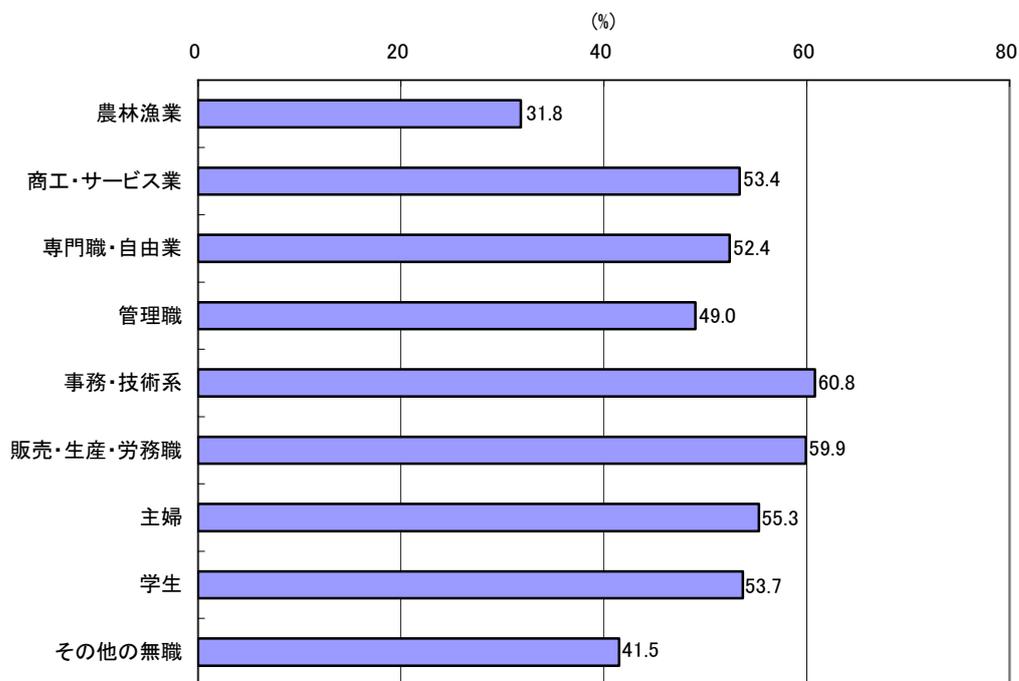
行動目標1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり【平等】

〔年代別〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

〔職業別〕 「平等になっていない」と感じる比率

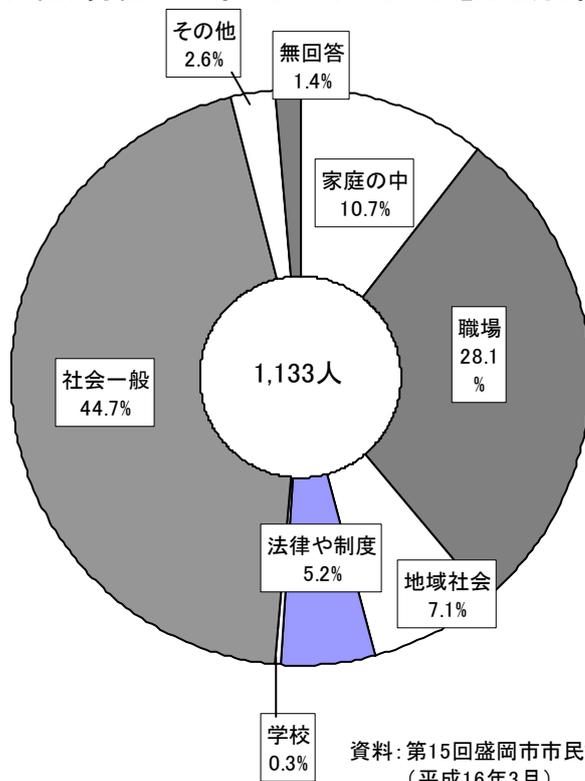


資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

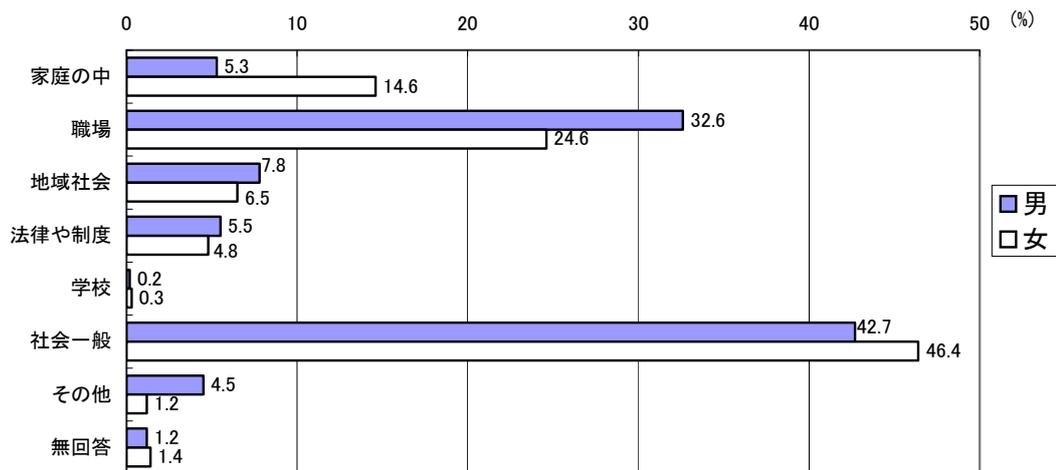
女性と男性が平等になっていないと感じる分野

〔全体〕

女性と男性が平等になっていないと感じる分野



〔男女別〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

## (2) 教育と学習の充実

### <現状と課題>

男女平等意識を育むためには、日常生活の中の社会通念や習慣、またそこからつくられる固定的な性別役割分担意識や偏見など男女の自立や社会参画を阻害する要因に気づき、様々な分野で機会を捉えて啓発や教育・学習活動を行うことが必要です。

まず、その出発点は家庭教育です。平成15年度の市民意識調査で「家庭における夫婦の役割分担」の質問に対して「男女ともに仕事をし、家事・育児は両方で分担する」が66.0%でした。平成9年度の市民意識調査と比較すると、11ポイント増加しています。固定的な性別分担意識に基づいたしつけや教育態度は、子どもの個性の伸長を妨げます。子どもの人権を尊重し、自立した個人として育てることが必要です。

また、保育所・幼稚園・学校においても、男女平等の意識づくりが重要です。これら人間形成の基礎となる時期の教育が、自分も他人も尊重し、善悪を自分で判断できる人間を育てます。男女混合名簿等も視野に入れ、子どもの生活のあらゆる場面での人権教育によりバランスの取れた人間を育てることが重要です。

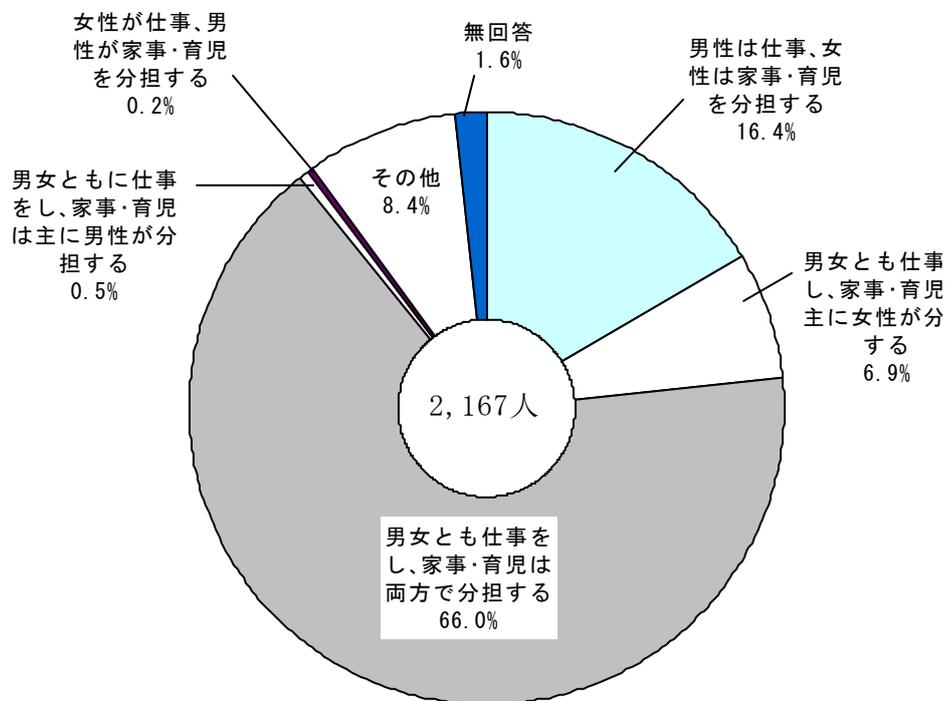
さらには、生涯学習施設を中心に、家庭、職場、地域など様々な生活の場面での学習を通じて男女平等の意識啓発を図ることが重要です。

### <施策の方向>

- ③ 性別にとらわれない自立した人間を育てる家庭教育を推進します。
- ④ 保育所・幼稚園・学校などのあらゆる場で男女平等教育、意識づくりを進めます。
- ⑤ 生涯学習施設を中心に社会における男女平等に関わる学習機会を提供します。

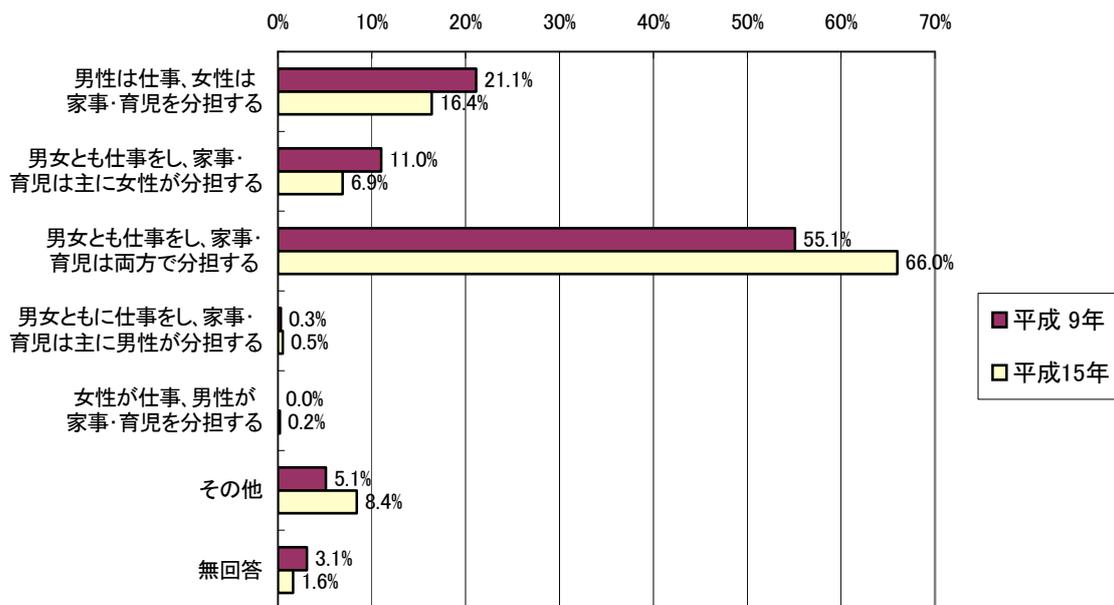
問「家庭生活における夫婦の役割分担をどう考えますか」

[全体]



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

[時系列]



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

### (3) 性と生命の尊重

#### <現状と課題>

女性は、妊娠や出産の可能性があり、健康上の配慮が求められますが、これまでこの「母性」が「子の養育」までを含めた概念として解釈され、男女差別の理由の一つにもなってきました。

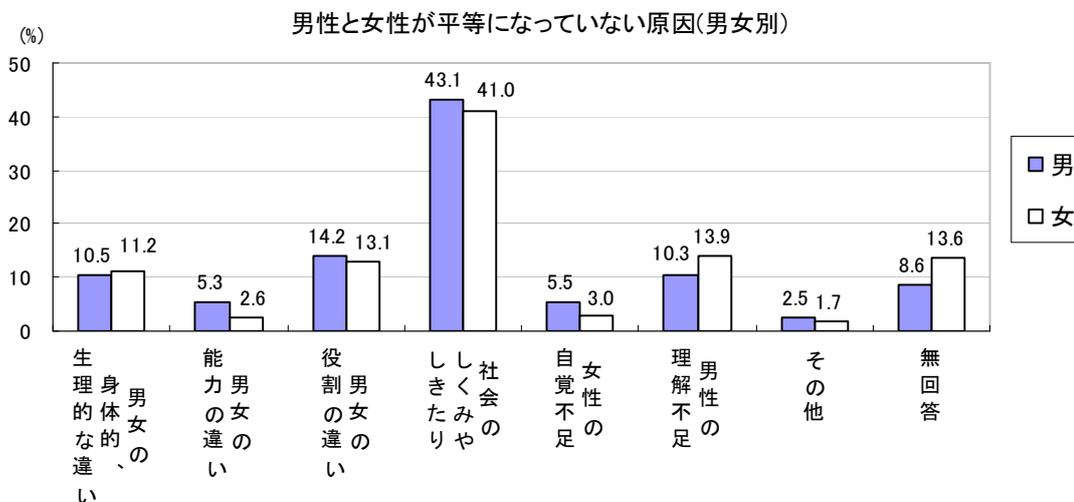
しかし、「女子差別撤廃条約」においては、「母性」を出産における役割に限定して「子の養育」とは別のものと定義し、差別の根拠にしてはならないこと、子の養育は男女及び社会全体で責任を負うことが規定されています。

また、女性も男性もお互いの機能と役割を理解するためには、幼児期からの発達段階に応じた性と生命を尊重する教育が必要です。急増する若年層の人工妊娠中絶や性感染症のまん延に歯止めをかけるためにも、家庭、学校、職場、地域、行政が協力して様々な機会を捉えて、自分や他人の性と生命を尊重し、両性の合意に基づき、自己管理、自己決定できる人間を育てることが必要です。

さらに、様々な印刷物や映像を通して伝わるイメージ表現の影響力は大きいものがあります。男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を図るとともに、メディアからの情報を読解・活用する能力を養い、多種多様な情報が溢れるメディア社会を主体的に生きることが重要です。

#### <施策の方向>

- ⑥ 性と生命を尊重する教育や啓発を行い、自己管理・自己決定できる人間を育てます。
- ⑦ メディアにおける女性の人権の尊重を促進します。



資料: 第15回盛岡市市民意識調査報告書(平成16年3月)

#### (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

##### <現状と課題>

女性に対する暴力とは、殴る、蹴るなどの身体的な暴力のみならず、心理的、性的、経済的暴力に加えて、行為を予見させるような脅迫も含み、家庭内暴力やセクシャル・ハラスメント、性犯罪など態様は様々です。

岩手県が平成15年に行った「男女共同参画に関する実態調査～主要テーマ：男女間における暴力～」の被害調査では、精神的、性的暴力が身体的暴力より多いことがわかりました。さらに、セクシャル・ハラスメントの被害経験について尋ねたところ、20代、30代の女性の約3割が「被害を受けた経験がある」と回答しています。

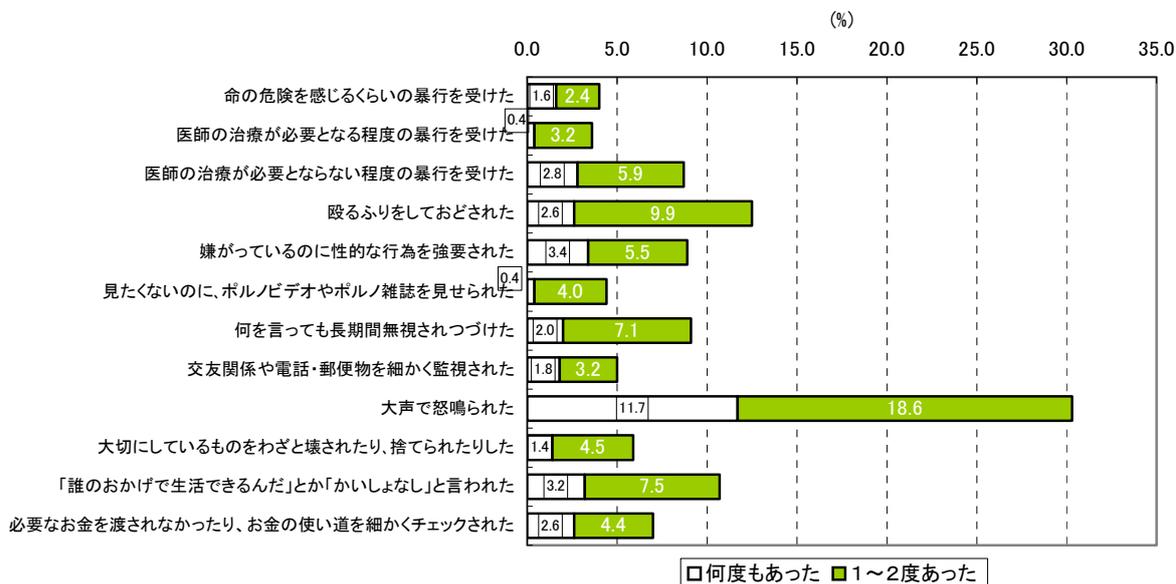
配偶者からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）は、基本的人権の重大な侵害であり、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されましたが、被害者は圧倒的に女性が多い状況です。また、セクシャル・ハラスメントの防止については、男女雇用機会均等法（平成9年改正、平成11年施行）で事業主の配慮義務が規定されていますし、ストーカーなどについてはストーカー行為等規制法（平成12年施行）により規制されています。平成16年にはDV防止法が改正・施行され、被害者への保護命令制度が拡充されるなど、法整備がなされてきましたが、さらに、相談体制を充実し、保護や自立のために関係機関との連携が必要です。

##### <施策の方向>

- ⑧ 女性に対するあらゆる暴力をなくす環境づくりを推進します。
- ⑨ 当事者女性に対する支援策を充実するとともに関係機関との連携を強化します。

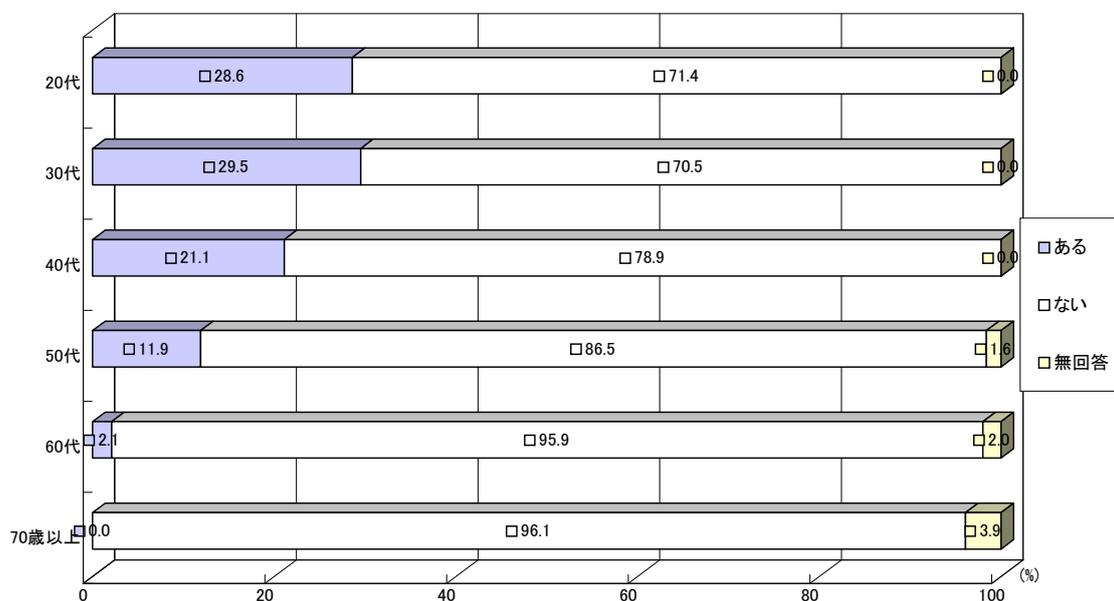
行動目標1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり【平等】

夫やパートナーからの暴力被害の有無(女性)



資料：岩手県「男女共同参画に関する実態調査報告書」（平成15年3月）

セクシャル・ハラスメントの被害経験の有無(女性)



資料：岩手県「男女共同参画に関する実態調査報告書」（平成15年3月）

## (5) とともに支え合い、責任を分かち合う家庭づくり

### 〈現状と課題〉

家庭は、家族が協力し合って支え合い、子の養育や介護その他の活動を行う場です。また、子どもが他の人に対する基本的な信頼感や善悪の判断、自立心などを身につけ、男女共同参画を学ぶ重要な場です。

仕事を持つ女性が増え、女性が仕事をもつことを肯定する男性も増えていきます。内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査において女性の就業についての質問で、女性、男性ともに「子どもができて仕事を持ちつづける」が第1位になっています。

しかし、多くの共働き世帯では女性が仕事も家事・育児も行っています。そのことは、夫婦の生活時間を共働き世帯と夫が有業で妻が無業の片働き世帯と比較してみても、夫の家事時間がほとんど変わらないことからわかります。

また、片働きの世帯では、妻が1人で家事や育児を担いながら子育てに不安を募らせている状況もあります。

いずれもその原因は、男性が仕事に忙しく家事・育児や地域の活動に参加する余裕がないことや固定的な性別役割分担意識が根強いことにあります。

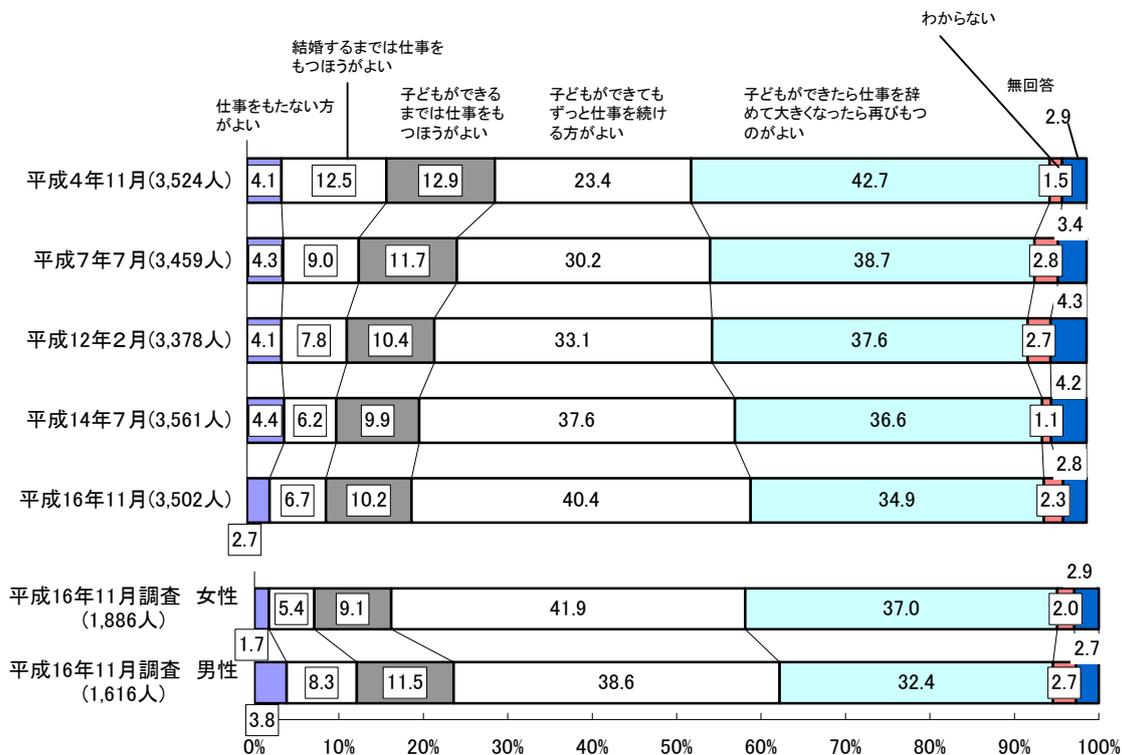
女性も男性も仕事と家庭、地域活動に参加することでバランスの取れた生き方を実現することができますし、生活者の視点がビジネスチャンスを広げることにもなります。

男性の家事への参加にあたり、食生活は男性の関心が高く参加しやすいため、意識啓発により積極的なかわりが期待されます。男性の積極的な家事・育児参加が、女性の社会参画を促進することにもつながります。

### 〈施策の方向〉

- ⑩ 男女が対等なパートナーとして、家庭や地域での活動に参画することができるように支援します。

女性が仕事をもつことについて

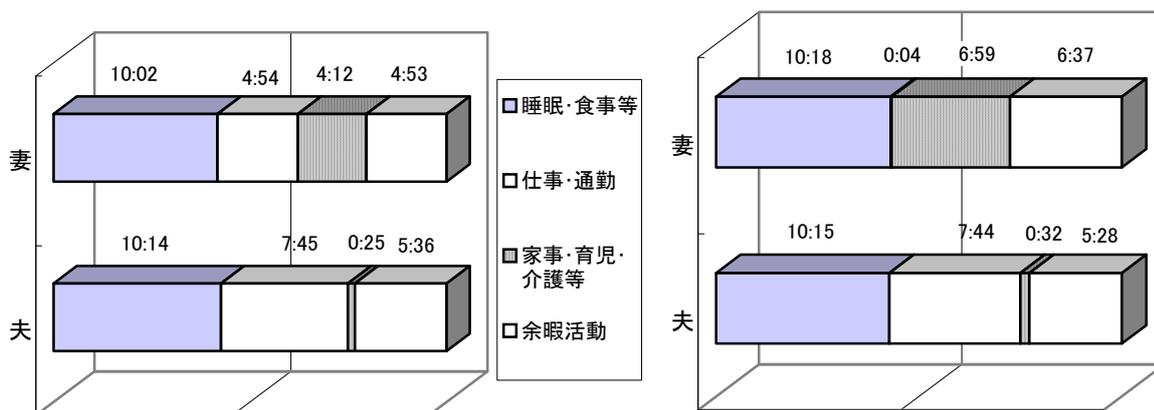


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成

妻の就業状況別に見た夫の仕事時間、家事時間、育児時間

夫が有業で妻が無業の世帯

共働き世帯



※「家事」は、家事、介護、看護及び買い物にかかる時間の合計

※ 夫婦と子どもの世帯の生活時間（週全体）

資料：内閣府「平成18年版男女共同参画白書」より作成

## (6) 子育てにやさしい環境づくり

### <現状と課題>

急速な少子化の進行は、生産年齢人口の減少によって社会保障制度など経済面や社会面に様々な影響を与えます。平成14年に国立社会保障・人口問題研究所が行った出生動向調査によると、夫婦にとっての理想的な子ども数は2.56人に対して実際に持つ予定の子ども数は2.13人でした。結婚5年未満の夫婦では、理想の子ども数が2.31人に対して予定子ども数が1.99人と、結婚持続期間の短い夫婦ほどその差が大きく、夫婦の出生力が低下しています。

生みたい人が生んで育てることができない理由の一つが、子育ての負担感です。平成16年に盛岡市が行った次世代育成支援に関するニーズ調査で、子育てをするうえで不安に思っていることを質問したところ、「出費がかさむこと」「自分の自由な時間が持てないこと」が多いという結果でした。

また、子育て支援で市に望むことは、「保育所や幼稚園の費用の軽減」や「子連れで出かけやすい場所」「医療体制の充実」「保育サービスの充実」が多いという結果でした。

さらに、子育てに関する悩みの相談相手は、「配偶者」と「親族」、次いで「近所の人や知人、友人」が多くなっています。割合としては少ないものの「相談相手がいない」という回答もありました。

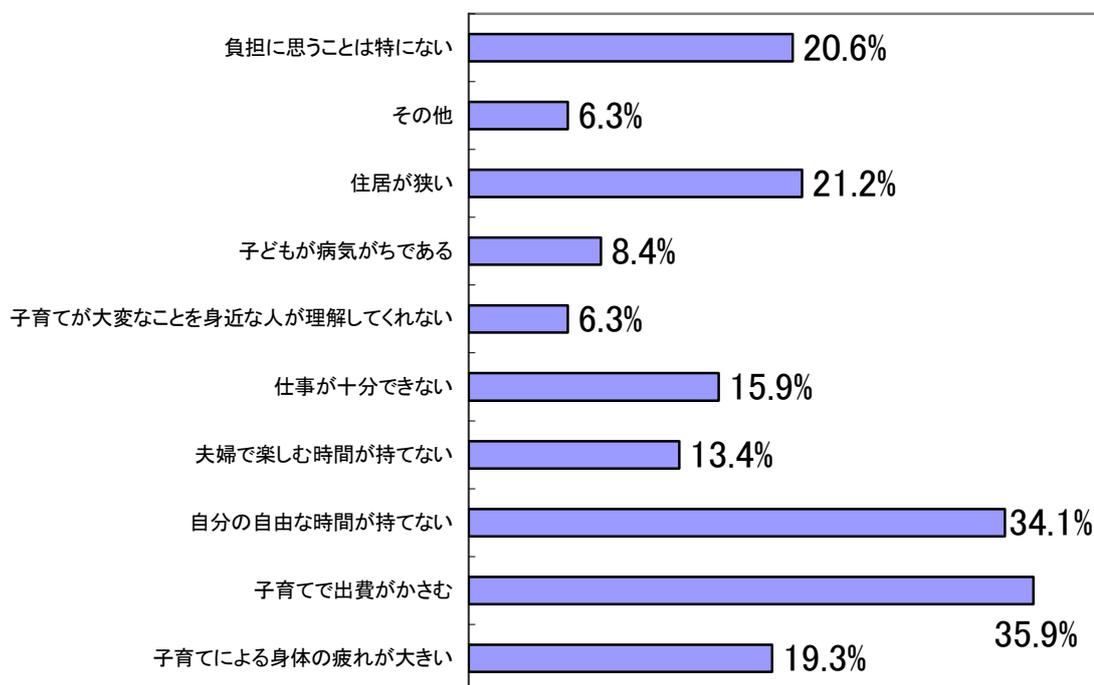
盛岡市では、次世代育成支援対策推進法に基づいて、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、少子化対策や子育て支援の施策を推進しています。

子育ては父母などの保護者が第一義的責任を持つものであると同時に、次代の担い手を育成するという観点から、安心して子どもを生み育てる環境を社会全体で支援する体制づくりが必要です。

### <施策の方向>

- ① 子育てを社会全体で支えていく地域社会づくりを推進します。
- ② 多様な保育需要に対応した保育サービスの充実に努めます。
- ③ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくれます。
- ④ 児童、青少年が健全に育つ環境づくりに努めます。

子育てをするうえで、特に不安に思っていることや悩んでいること



資料：平成15年度盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査

子育て支援で望むこと

項目	構成比
安心して集まれる身近な場所やイベント	26.8%
子連れで出かけやすく楽しめる場所	65.1%
相談や情報が得られる場所	13.8%
保育所の増設	17.4%
幼稚園の増設	4.7%
保育所や幼稚園などの費用の軽減	68.8%
保育サービスの充実	43.3%
医療体制の充実	45.7%
住環境の整備	13.2%
職場の改善を企業に働きかける	26.9%
学習機会充実	10.3%
その他	5.6%

資料：平成15年度盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査

子育てに関する悩みの相談相手

相手	構成比
配偶者	80.1%
配偶者以外の親族	75.9%
近所の人、地域の知人、友人	56.6%
職場の人	18.5%
保育所などの保護者の仲間	28.9%
子育てサークルの仲間	6.4%
保育士、幼稚園や学校の先生	28.3%
医師、保健師、看護師など	8.1%
保健センター	5.9%
その他	4.6%
相談相手がない	1.1%
相談すべきことはない	1.1%

資料：平成15年度盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査

## (7) 働きやすい環境づくり

### <現状と課題>

平成15年度の市民意識調査で「女性が働きやすい環境に必要なもの」を質問したところ、「育児環境の整備」「再雇用制度」「介護等の両立支援」が多く、年代別では20代、30代で「育児環境の整備」が多いという結果でした。

平成10年度から入所枠の緩和措置により定員を超えての入所が可能になり保育所の入所率は上がったものの、低年齢児を中心に待機児童が存在しており、保育サービスの一層の充実が求められています。

少子・高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少を補うためにも女性や高齢者の就業を促進することが不可欠であり、育児・介護休業制度等の活用について、職場への普及啓発を図るとともに、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進する必要があります。

産業別の就業者数は農林業等の第一次産業従事者が減少し、サービス産業等の第三次産業に従事する女性が増加しています。労働形態は、パートタイマーなどの非正規雇用に加えて、派遣や請負など多様です。非正規雇用においては、その割合が高まるとともに、従来の補助的・定型的な業務から基幹的な業務へと拡大し、非正規雇用者の中での収入や労働条件の格差の原因になっています。しかし、基幹的な業務に従事しても、責任ある地位への登用などにはつながっておらず、正規雇用者との均衡処遇が求められています。さらに、正規雇用においても年功的な人事管理を見直し、職務内容や業績を反映させた評価制度を導入する動きが進んでいますが、家庭生活との両立から女性の労働評価は低くなりがちです。

農林業や商工業などの自営業は、女性が重要な担い手であり、経営に果たす役割が大きいにもかかわらず、対等なパートナーとして経営に参画する機会は少ないという問題があります。

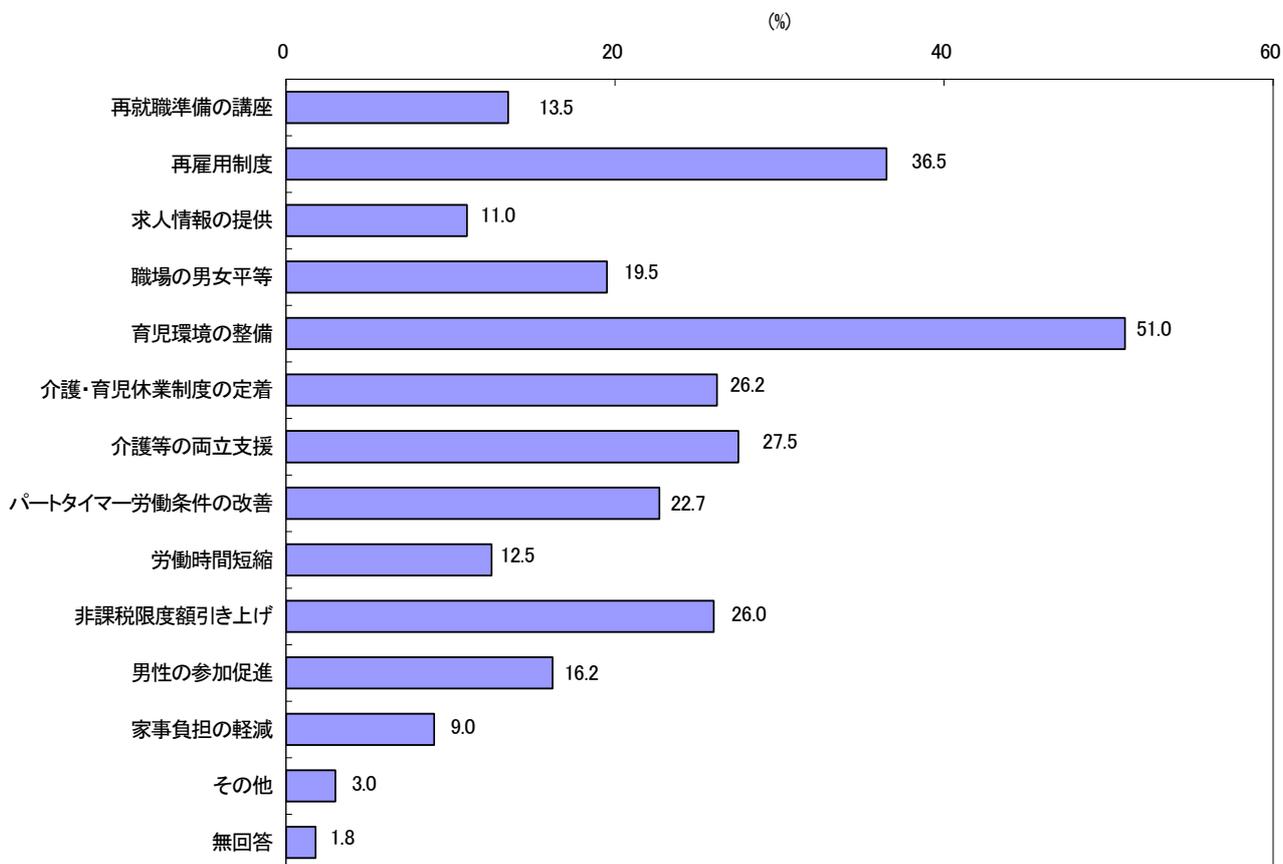
女性も男性も、貢献に見合う適切な評価を受け、働き続けるための意識づくりや労働条件の整備が求められています。

### <施策の方向>

- ⑮ 多様な働き方や女性の再チャレンジを支援します。
- ⑯ 職場における男女平等、機会均等を実現するために、法律や制度の普及啓発に努めます。
- ⑰ 男女がともに働きつづけるための環境づくりに努めます。
- ⑱ 農林業・商工業などの自営業に携わる女性の経営への参画や労働条件整備を推進します。

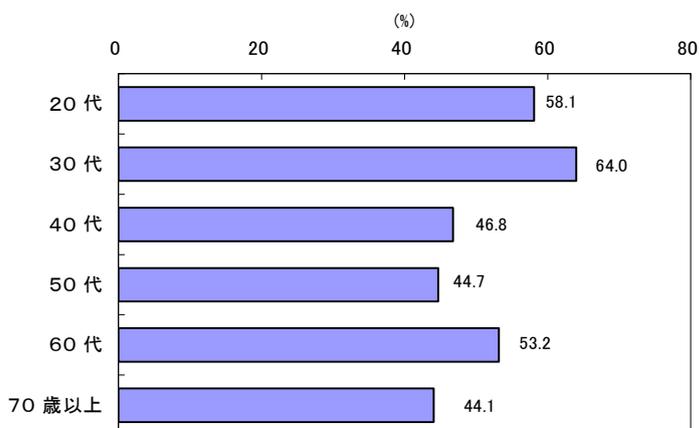
問「女性が働きやすい環境に必要なと思うものは何ですか」

〔全体〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

〔育児環境の整備と答えた人の年代別割合〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書（平成16年3月）

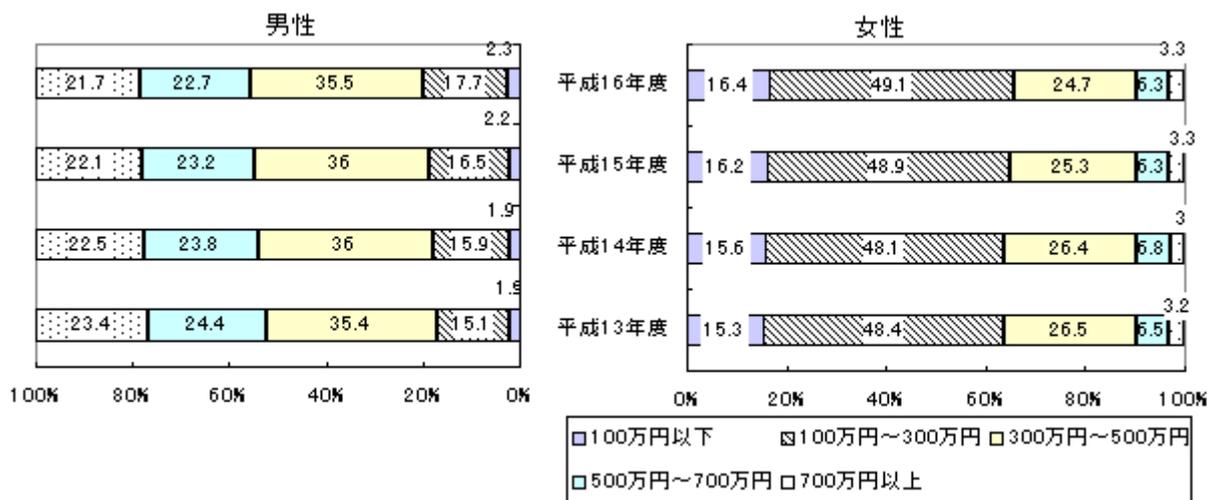
保育所の状況(入所児童数、入所率)

年度	児童数(人)			入所率(%)		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
平成12年度	1,423	2,370	3,793	92.1%	110.5%	102.8%
平成13年度	1,497	2,466	3,963	96.9%	111.3%	106.5%
平成14年度	1,552	2,551	4,103	100.5%	117.3%	110.3%
平成15年度	1,630	2,617	4,247	105.5%	120.3%	114.2%
平成16年度	1,671	2,867	4,538	108.2%	119.7%	115.2%

各年度3月1日現在

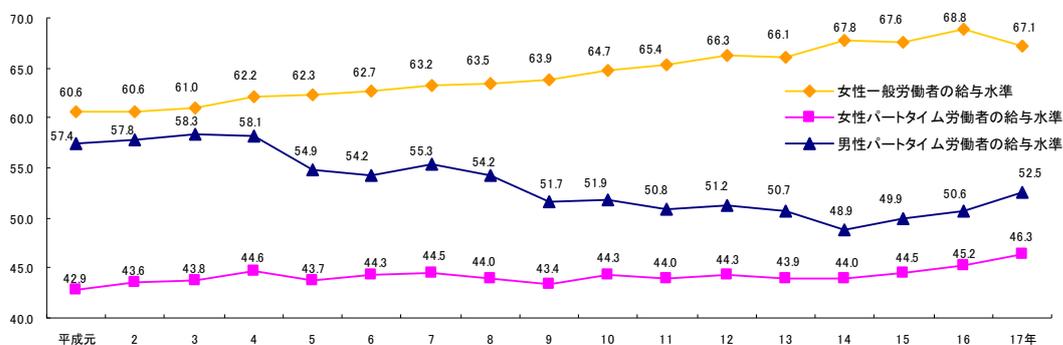
資料：児童福祉課

給与階級別給与所得者の構成割合



資料：国税庁「民間給与実態統計調査」(平成16年度)より作成

男性一般労働者を100とした場合の労働者の1時間当たりの平均所定内給与格差の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本調査」より作成

## (8) 生涯にわたる心と身体の健康づくり

### <現状と課題>

平成16年の自殺者は、全国で3万2000人にのぼっています。年齢別では50代の中高年に多く、性別では圧倒的に男性が多くなっています。このことは、景気の動向などの経済情勢の中で、家計の維持などの性別役割分担意識に拘束されてストレスが蓄積し追い詰められていく状況もあると考えられます。

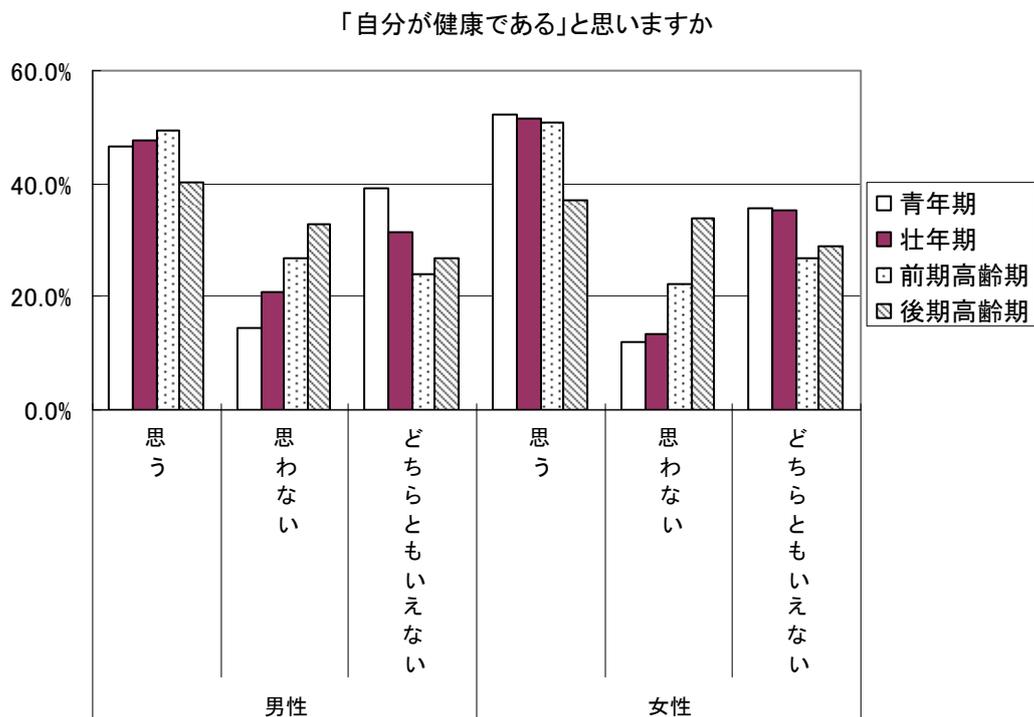
女性は妊娠・出産に関わるため、生涯にわたる健康支援にあたっては、男性も含めてその社会的な重要性について認識を深めることが必要です。そのためには正しい知識や情報を得るための健康教育が不可欠であり、心身のリズムに合わせたセルフ・コントロールが大切です。また、生涯を通じた健康保持のためには健康診査を通じて病気の予防に努めることも重要です。

さらに、健康状態についての的確に自己管理を行うためには、心の問題も含めて気軽に相談できる体制が必要です。相談内容によって窓口は多岐にわたりますので、内容によっては相互に連携をし、総合的に相談を受ける体制づくりを行うとともに、保健医療に関するサービスや相談窓口の情報について、誰もがすぐに入手できることが重要です。

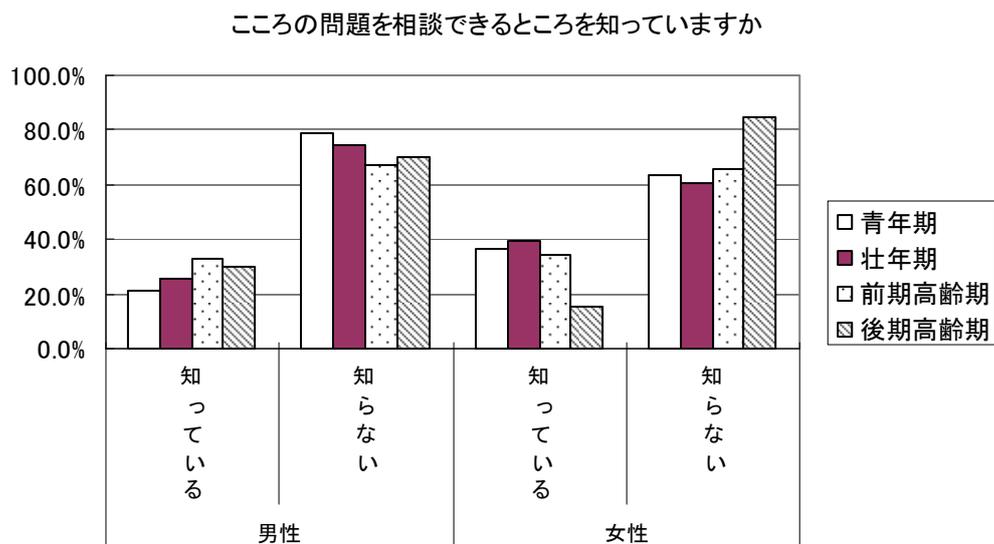
また、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、健全な食生活が不可欠です。子どもが健全な食生活を通じて豊かな人間性を育むための食育をはじめ、生活習慣病の予防や食品の安全性についての理解と実践が必要です。食育推進活動においては、生産者と消費者の交流や食文化の継承、家庭における食習慣の啓発など家庭、学校、地域等様々な分野で個人や団体が市民活動として取り組む必要があります。

### <施策の方向>

- ⑱ 各種健康診断、栄養指導などを充実するとともに、健康教室の開催など健康づくりに関する啓発活動を推進します。
- ⑳ 心身の健康相談、教育相談、女性相談などの相談体制の充実を図ります。



資料：保健センター「もりおか健康21プランアンケート調査結果」（平成16年）より作成



資料：保健センター「もりおか健康21プランアンケート調査結果」（平成16年）より作成

## (9) 高齢者や障害がある人などが自立して、生き生きとした生活をおくるための支援

### <現状と課題>

盛岡市の高齢者の状況は、平成16年6月1日現在で65歳以上の人口が17.3%であり年々増加しています。特に75歳以上の後期高齢者女性の人口増加が著しく、世帯別に見ると高齢者の女性のひとり世帯が多いという特徴があります。しかも女性は出産や子育てによって職業生活を中断したり、パートタイマー労働などに従事し低賃金におかれているため、年金収入も少なく、経済的に自立が困難な状況もあります。

市民意識調査において、家庭介護を主として女性が担っている状況について尋ねたところ「男性も女性も等しく介護するべき」という回答が、平成6年と平成15年で比較すると12.7ポイント増加しています。しかし、依然として多くの家庭で女性が担っているのが現状であり、本格的な高齢社会を迎えるにあたって、地域で支え合い、社会全体で支援する体制づくりが必要です。

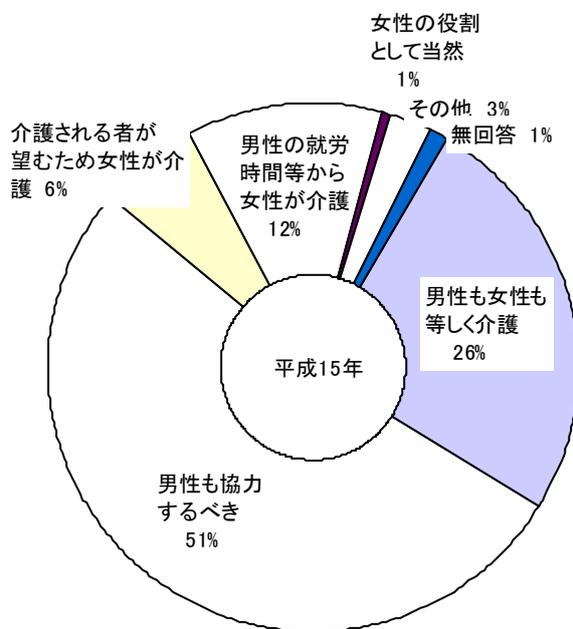
また、重要なのはすべての人が健康で生き生きとした生活をおくり、活力ある地域づくりのため社会の一員として参画することです。就業や地域活動など積極的な社会参画を推進するためには、安定した生活をおくるための相談体制の充実を図ることも必要です。

### <施策の方向>

- ① 高齢者や障害がある人の社会参画や就労などを支援します。
- ② 高齢社会における家庭の介護を支援するとともに、地域社会での支え合いの仕組みづくりを推進します。
- ③ 安定した生活を営むために、社会保険や公的年金などの制度の周知を図り、ライフサイクルに応じた生活設計を支援します。

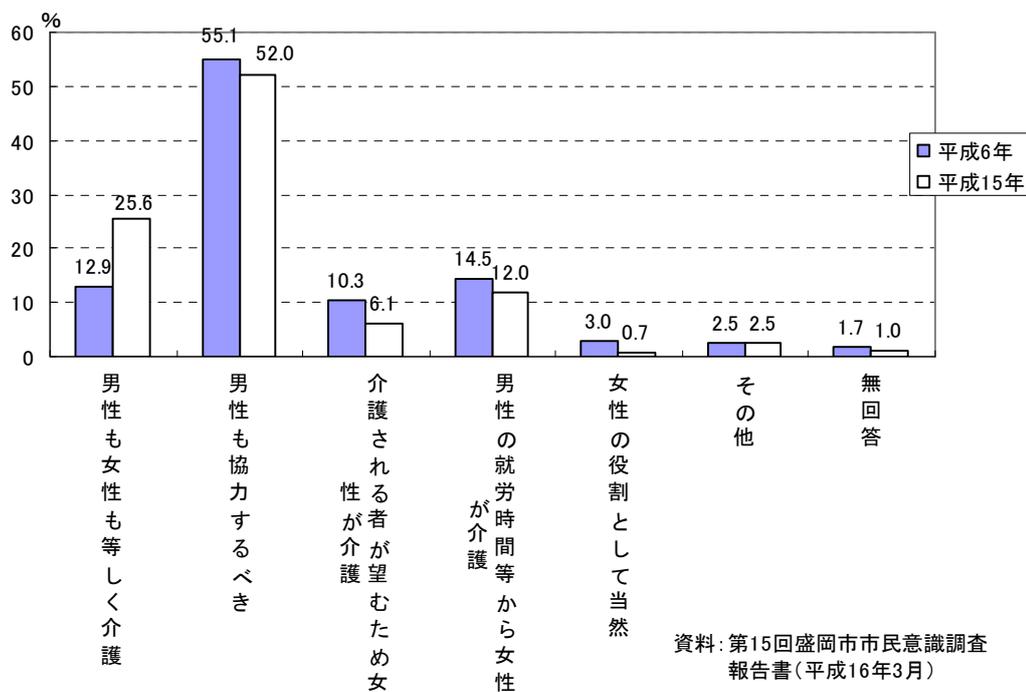
家庭の介護を主に女性が担っていることについて

〔全体〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書(平成16年3月)

〔時系列〕



資料：第15回盛岡市市民意識調査報告書(平成16年3月)

(社)盛岡市シルバー人材センター会員数、就業率

	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
会員数	752人	725人	672人	627人
就業延人数	41,057人	43,721人	45,329人	49,297人
就業率	75.4%	77.5%	85.9%	91.2%

資料：雇用労政課

(社)盛岡市シルバー人材センター入会動機

	男性	女性	合計
社会貢献のため	85	50	135
健康維持のため	244	152	396
経済的理由	64	52	116
その他	17	11	28

※ 平成17年2月7日現在 資料：社団法人盛岡市シルバー人材センター

## (10) ひとり親家庭などが自立して生活するための支援

### <現状と課題>

岩手県保健福祉年報によると近年離婚率が増加し、それに伴いひとり親家庭が増加しています。

盛岡市でも世帯総数に占めるひとり親家庭の世帯数が年々増加し、母子家庭に支給される児童扶養手当も件数が増加しています。母子家庭は女性の低賃金や不安定な就労環境により経済的に困窮している家庭も多く、生活の安定と自立の促進を図るための経済的援助や就労支援が必要です。父子家庭は母子家庭と比較すると平均収入は多く、経済的には安定しているものの育児や家事などの支援を必要としています。ひとり親家庭では、就労、家事、育児など様々な面で過重負担にならざるを得ないため、経済面や生活支援ばかりではなく精神面でも支援していく必要があります。

また、支援体制についての情報がなく支援を受けていない家庭もあり、一括した情報提供を行う必要があります。

### <施策の方向>

- ④ ひとり親家庭など多様な形態の家庭への支援を推進します。

### 児童扶養手当取扱状況

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受給者数	1,947	1,906	2,135	2,199	2,352
うち新規申請者数	275	296	328	326	370

資料：保健福祉部「盛岡市の福祉」

### (11) 政策や方針決定過程への共同参画

#### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政、地域、企業など様々な分野で女性も男性も対等なパートナーとして意思決定過程に参画し、積極的に意見を反映していくことが重要です。

しかしながら、例えば盛岡市の審議会・委員会等の女性委員の就任状況調査に見るように年々増加はしているものの目標値である 30%(平成 17 年度末)には達していない状況です。また、女性委員が就任していない審議会等も全体の 2 割ほどあります。これらは地域や企業など各種団体の長などの充て職となっているものも多くあり、地域や企業の長などの意思決定過程には女性の数が少ない状況です。

国際的指標をみても日本は基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す HDI (人間開発指数) ※は 11 位であるにもかかわらず、政治や経済への女性の参画の程度を示す GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) ※は 43 位と低位です。そのため国でも 2020 年までに社会のあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%と目標値を定めて女性のチャレンジ支援策を進めています。

社会全体でさらに意思決定過程に参加する女性の数を増やし、女性も男性も意見を反映させることが必要です。そのためには、女性の人材育成と人材についての情報提供を行いながら、あらゆる分野への男女共同参画を推進することが重要です。

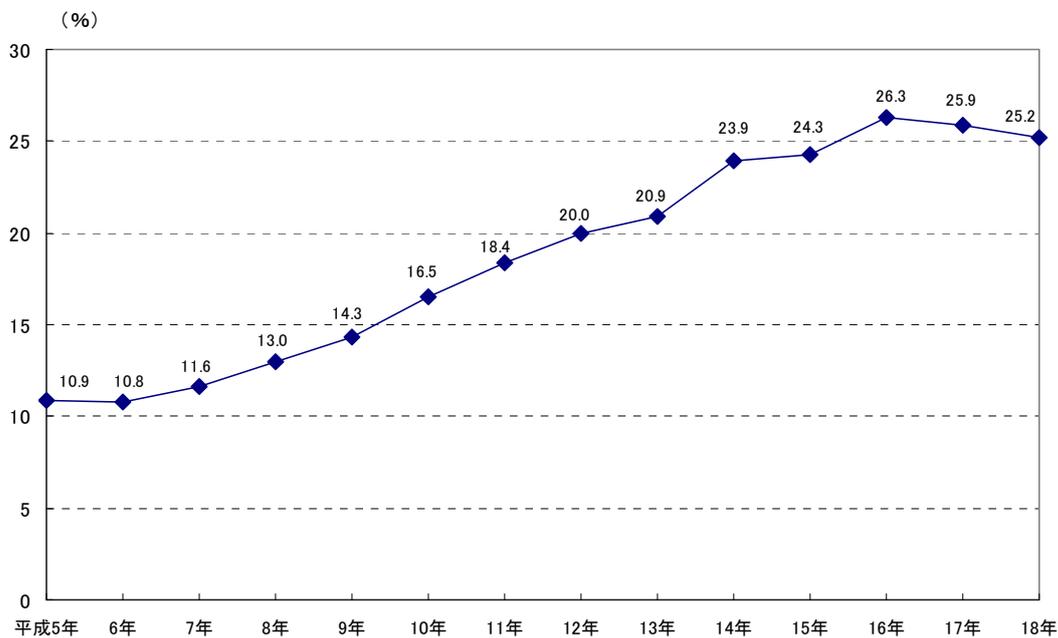
※ HDI 「健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」を表す指数で、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)、国民所得を用いて算出する。

※ GEM 女性が政治や経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。構成要素は男女の国会議員に占める割合、男女の管理職に占める比率と専門職・技術職に占める比率、男女の推定勤労所得である。

#### <施策の方向>

- ㊸ 各種審議会や委員会などへの女性の積極的な登用を推進するなど市政運営への女性の参画を拡大します。
- ㊹ 働く場での女性の管理職登用を進めます。

盛岡市の審議会等の女性委員の登用率の推移



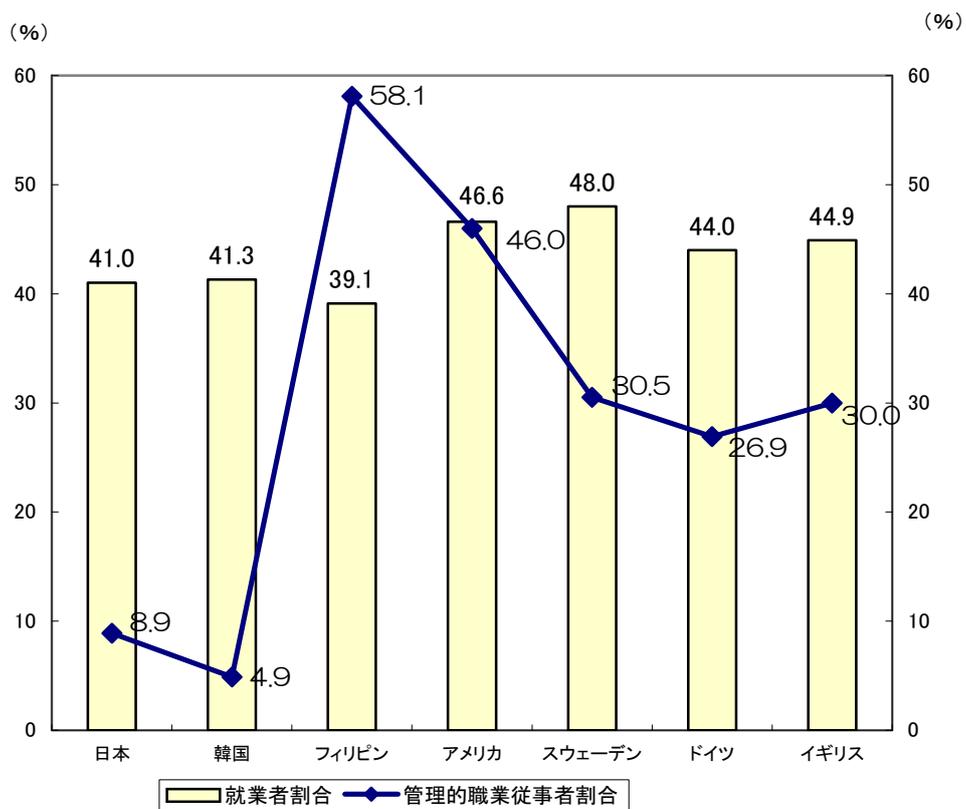
資料：男女参画国際課「審議会等の女性委員の就任状況調査」

人間開発に関する指標の国際比較

国名	2004年		2005年	
	HDI 順位	GEM 順位	HDI 順位	GEM 順位
ノルウェー	1	1	1	1
スウェーデン	2	2	6	3
オーストラリア	3	8	3	7
カナダ	4	10	5	10
オランダ	5	5	12	8
ベルギー	6	7	9	6
アイスランド	7	6	2	4
米国	8	14	10	12
<b>日本</b>	<b>9</b>	<b>38</b>	<b>11</b>	<b>43</b>
アイルランド	10	16	8	16

資料：国連開発計画「人間開発報告書」（2004年版 2005年版）より作成

女性の就業者割合と管理的職業従事者割合



※韓国は 2000 年、その他の国は 2001 年のデータ

資料：内閣府「みんなが幸せな社会のために」（平成 15 年 11 月）

## (12) 市民との協働による男女共同参画のまちづくり

### <現状と課題>

地域社会は生活、就労、休息、学習する場であり、市民自身がまちづくりにかかわる身近で重要な活動の場です。

男性はこれまで仕事中心で地域やボランティア活動へはあまり参加しておらず、そのため、地域や職場以外の人間関係が希薄でした。しかし、機会があれば参加したいと希望する男性も多く、仕事と生活のバランスをとり、積極的に地域活動やボランティア活動にも参画することにより、多様な人間関係を構築することができます。

女性は、PTA や地域・ボランティア活動において中心的な担い手として参加してきました。しかし、リーダーとして活動する女性は少ない状況です。女性もリーダーとして男性とともに活動の運営にも参加することが必要です。

さらに、これまで女性が参画することの少なかった防災、まちづくり、環境などの分野への女性の参画を促進し、全ての市民にやさしいまちづくりを推進することが求められています。そのためには、地域で活動する団体と連携を図り、人材を掘り起こすとともに各種の研修機会を活用したリーダー養成を行うことが必要です。

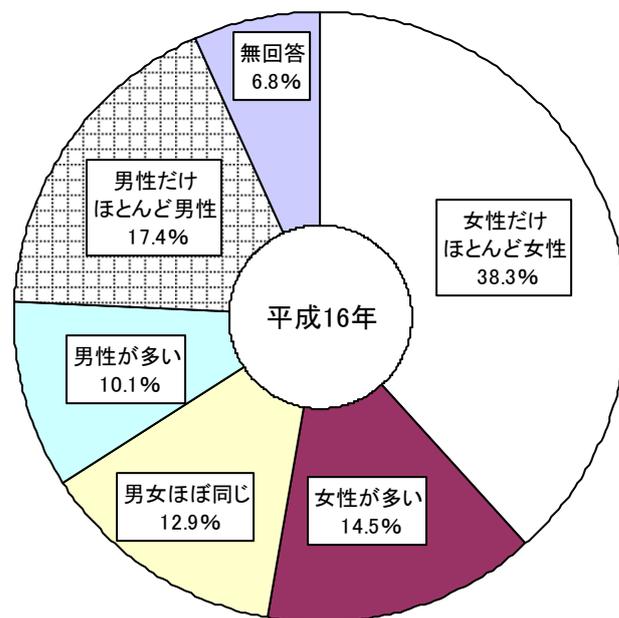
また、近年は多様化する地域の住民ニーズにきめ細かに対応するために、NPO※や様々なボランティア団体も新しい公共の担い手として活動を行っており、市民自身が社会的な使命に基づいて、公益的な活動を担うという意識も高まっています。これらの活動の中心的な担い手は女性が多く、社会貢献を行いながら NPO 活動を起業に転化する事例など雇用機会の創出にもつながっています。そのため、これらの団体と情報交換や連携を図りながら、様々な協働の形態により支援を行っていく必要があります。

※ Non-Profit Organization 社会的使命に基づいて、非営利で公益性を有する活動を行う団体

### <施策の方向>

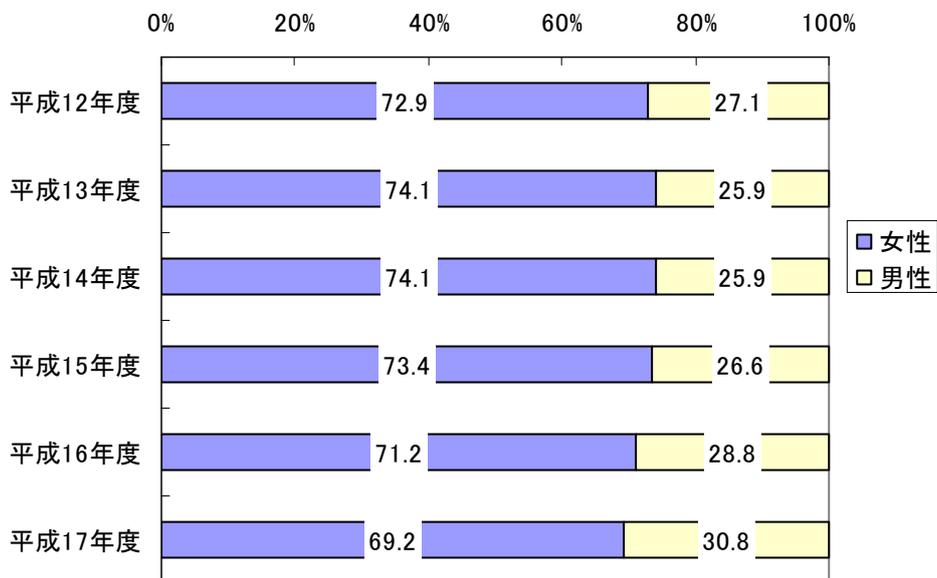
- ㊲ 男女がともに企画し、運営・参加する地域活動を支援します。
- ㊳ 地域で男女共同参画を推進するグループとの連携を図るとともに女性が少なかった分野へ活躍の場を広げるチャレンジを支援します。
- ㊴ NPO など新しい組織やボランティア活動に対し、情報提供を行い、協働して男女共同参画を進めます。

市民活動における事務局スタッフの性別



資料：内閣府「平成16年度市民活動団体基本調査報告書」より作成

盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア（個人）の男女別割合



資料：社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会

### (13) 女性センターの機能の充実

#### 〈現状と課題〉

「もりおか女性センター」は女性と男性がともに参画する社会をめざして、女性と男性をとりまくさまざまな問題を考え、解決するための施設です。学ぶ、知る、出会う・力をつける、悩み考える、考え究めるという 5 つの機能をもち、全ての市民が気軽に利用できる施設として平成 12 年 6 月 1 日に開館しました。

女性のエンパワーメントのための講座や研修会の開催、女性リーダーの育成、男女が自立するために必要な技能の修得を目的とした各種講習会、自主的学習や活動の支援、各種情報・資料の収集・整備と提供や調査研究を行っています。

事業の実施や管理運営にあたっては、女性団体との共催や委託など様々な方法により市民のニーズを把握するとともに、協働による人材育成にも努めています。

また、交流コーナーは、女性団体などが打ち合わせや情報交換等の場として利用しているのに加えて、子どもから高齢者まで男女や年齢を問わない市民の交流の場として、利用者も年々増加しています。

開館当初は相談員 1 名で行っていた女性相談も市民に周知され、相談件数が増加したため、平成 14 年度からは相談員を 2 名に増員しました。近年 DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談も増加し、関係機関との連携が不可欠になっています。

なお、平成 17 年度には旧働く婦人の家を統合し女性センター別館として位置づけ、勤労者福祉の観点からその機能を充実させることとなり、女性の就業継続や再就職の支援に加えて、勤労者の日常生活に必要な知識や技術を高める事業を実施しています。

また、平成 18 年度には、民間の創意工夫やノウハウを生かし、協働による質の高いサービスを提供するために、管理運営を公募による指定管理者制に移行させました。

今後はより一層市民に開かれた施設として、効果的、効率的な運営が行われることが求められています。

#### 〈施策の方向〉

- ⑩ 男女共同参画を推進し、女性をとりまくさまざまな問題を解決する拠点施設として女性センターの機能の充実を図ります。

女性センター利用統計

本館

(単位:人)

年度	生活 アトリ エ	こども の 部屋	相談			図書コーナー		合計	開館 日数	相談室 開設日 数	1日当 り相談 件数
			面接	電話	計	貸出冊 数	利用者 数				
平成 12	4,750	1,509	208	205	413	1,842	1,269	7,941	288	197	2.1
13	5,224	2,613	402	403	805	2,700	1,397	10,039	347	233	3.5
14	5,660	3,176	613	674	1,287	2,208	1,172	11,295	347	234	5.5
15	5,630	3,649	659	630	1,289	2,190	1,181	11,749	348	235	5.5
16	5,309	3,359	722	508	1,230	2,460	1,247	11,145	347	230	5.3
17	4,736	2,382	687	461	1,148	2,105	1,058	9,324	347	232	4.9

※12年度は6月～3月までの10ヵ月 資料:男女参画国際課「数字に見る盛岡市の女性」(平成18年9月)

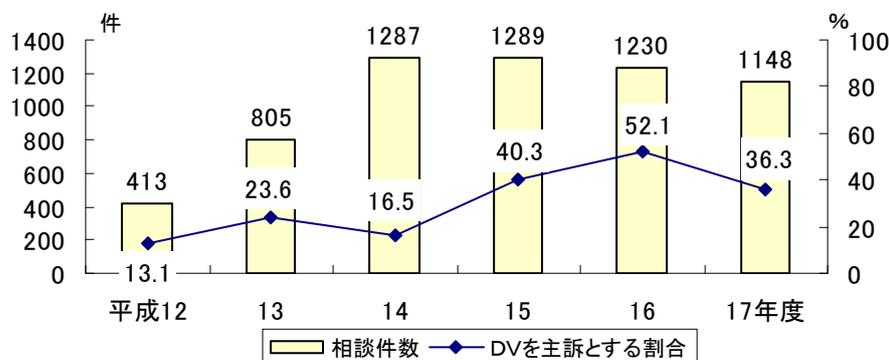
別館(旧働く婦人の家)

(単位:人)

年度	別館主 催事業 等	サークル等の団体	その他	合計	開館 日数	1日平均 利用者 数
平成12	10,057	41,704	4,556	56,317	255	220.9
13	9,840	44,992	1,451	56,283	256	220.0
14	8,619	30,381	1,371	40,371	256	157.7
15	7,010	28,391	1,305	36,706	251	146.2
16	6,289	25,938	1,623	33,850	252	134.3
17	4,664	25,412	876	30,952	255	121.4

資料:男女参画国際課「数字に見る盛岡市の女性」(平成18年9月)

女性相談件数



資料:男女参画国際課「数字に見る盛岡市の女性」(平成18年9月)

#### (14) 国際理解・国際交流への参画の促進

##### <現状と課題>

女性の権利と地位向上の取組みは、1975年の国連の「国際婦人年」とそれに続く「国際婦人の10年」を経て、1985年の女子差別撤廃条約の日本批准により国際的な流れの中で進められてきました。国際社会の中では、今なお飢餓や貧困、環境悪化、武力紛争が発生しており、地球市民として女子差別撤廃条約の理念を尊重し、国際的な視野での取組が必要です。

盛岡市は、1985（昭和60）年5月のビクトリア市（カナダ）との姉妹都市提携をはじめ1993年のアルペンスキー世界選手権盛岡雫石大会を機に、多くの外国人と交流する機会が増えています。なお一層、国際交流の機会を図るとともに国際的な動きやそれに関する国、県の情報が市民に届くように努めます。

盛岡市の外国人登録の状況は、国籍別では平成14年は韓国・朝鮮が多かったのですが、平成17年5月末には中国が1番多く、男女別でも女性は中国が1番多くなっています。在留資格は特別永住者が最も多く、次いで留学となっています。また、近年日本人との婚姻による在留資格も増えており、市内在住の外国人が、安心して地域で生活することができるように支援することが必要です。

##### <施策の方向>

- ① 国際理解と人権尊重の意識を高める啓発活動を推進し、交流、連携、貢献に努めます。
- ② 市内在住外国人が安心して生活できるよう相談・支援体制の充実に努めます。

外国人登録状況（平成 17 年 5 月 31 日現在）

国籍別人数(計)

	国籍	計
1	中国	434
2	韓国・朝鮮	409
3	フィリピン	134
4	米国	83
5	インドネシア	34
6	ベトナム	30
7	マレーシア	28
8	バングラデシュ	27
9	英国	23
10	ロシア	20
小計		1,222
上記以外の国籍別人数		(44 力国) 174
合計		1,396

国籍別人数(女性)

国籍	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
韓国・朝鮮	219	220	216	213
中国	208	235	251	266
フィリピン	105	107	124	118
米国	20	30	37	33
インドネシア	31	26	32	26

※資料：住民基本台帳

※国籍の記載方法は平成 11 年 1 月外務省作成の国名表による